

2024 年度 JIS 原案作成公募制度説明会プログラム

2024 年 7 月 23 日（火） 14:00～15:50

ハイブリッド開催（三田 Avanti ビル 8 階 JSA セミナー室・Webex 配信）

主催 一般財団法人 日本規格協会

司会：勝田 早紀

| 時刻 | 説明内容 | 説明者 |
|-------------|-----------------------------|--|
| 14:00～14:05 | 開 会 挨 拶 | 標準化企画・管理ユニット 植木 秀明 |
| 14:05～14:30 | 日本型標準加速化モデルに向けての JSA の取組 | 理事・規格開発本部長 野田 耕一 |
| 14:30～14:55 | JSA 公募制度の概要と利用のすすめ | 標準化企画・管理ユニット 規格管理・情報化推進チーム 野田 孝彰 |
| 14:55～15:25 | JIS 原案作成の流れと留意事項 | 産業系規格開発ユニット 金属・化学・機械系規格チーム 江本 秀司 |
| 15:25～15:35 | 規格開発エキスパートの概要 | （一財）日本要員認証協会 瀬戸 秀基 |
| 15:35～15:45 | 総 合 質 疑 応 答 | |
| 15:45～15:50 | 閉 会 挨 拶 | 産業系規格開発ユニット 鐘築 利仁 |

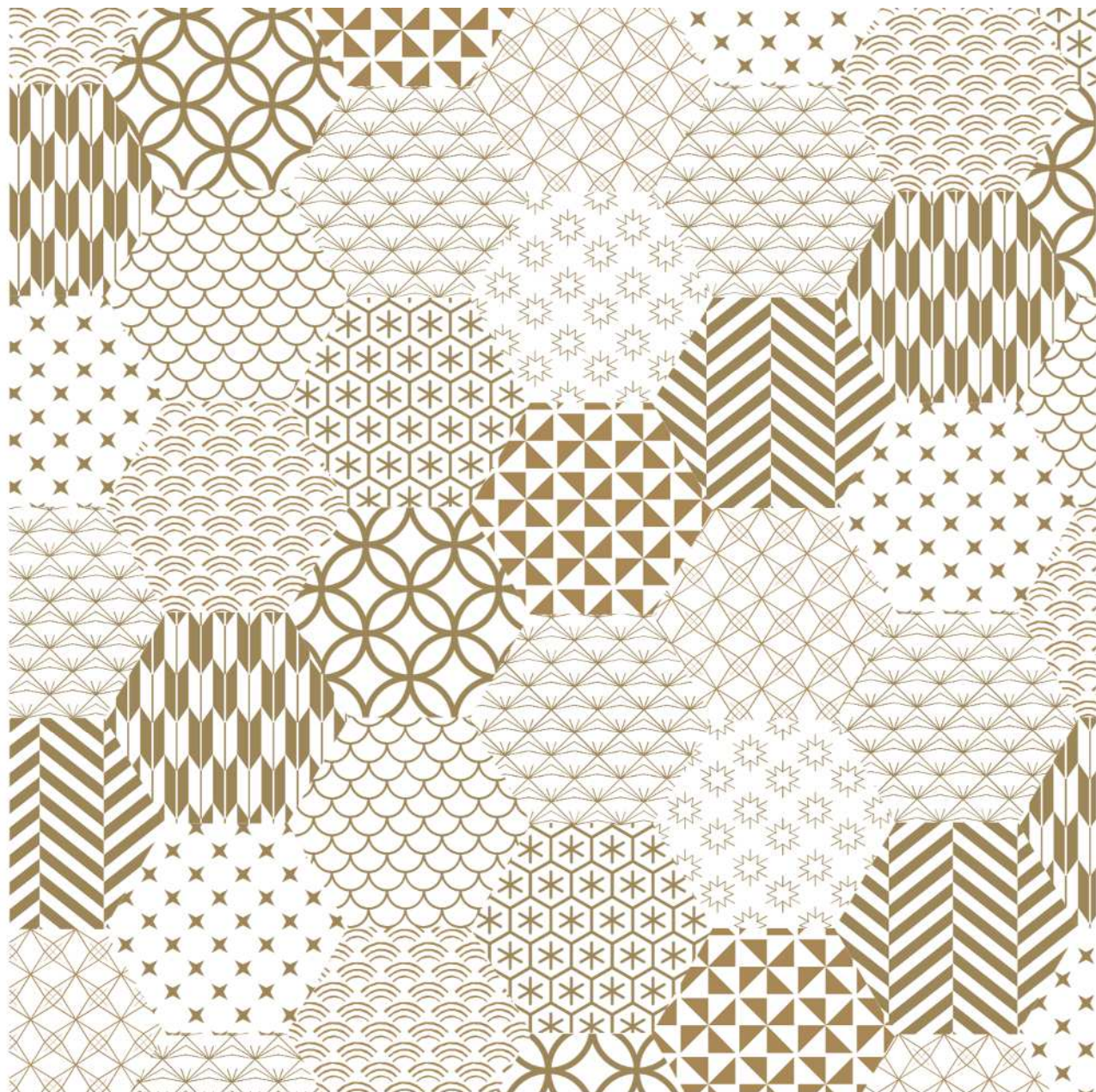
※ 説明会の後、セミナー室会場にて個別相談会を開催いたします。

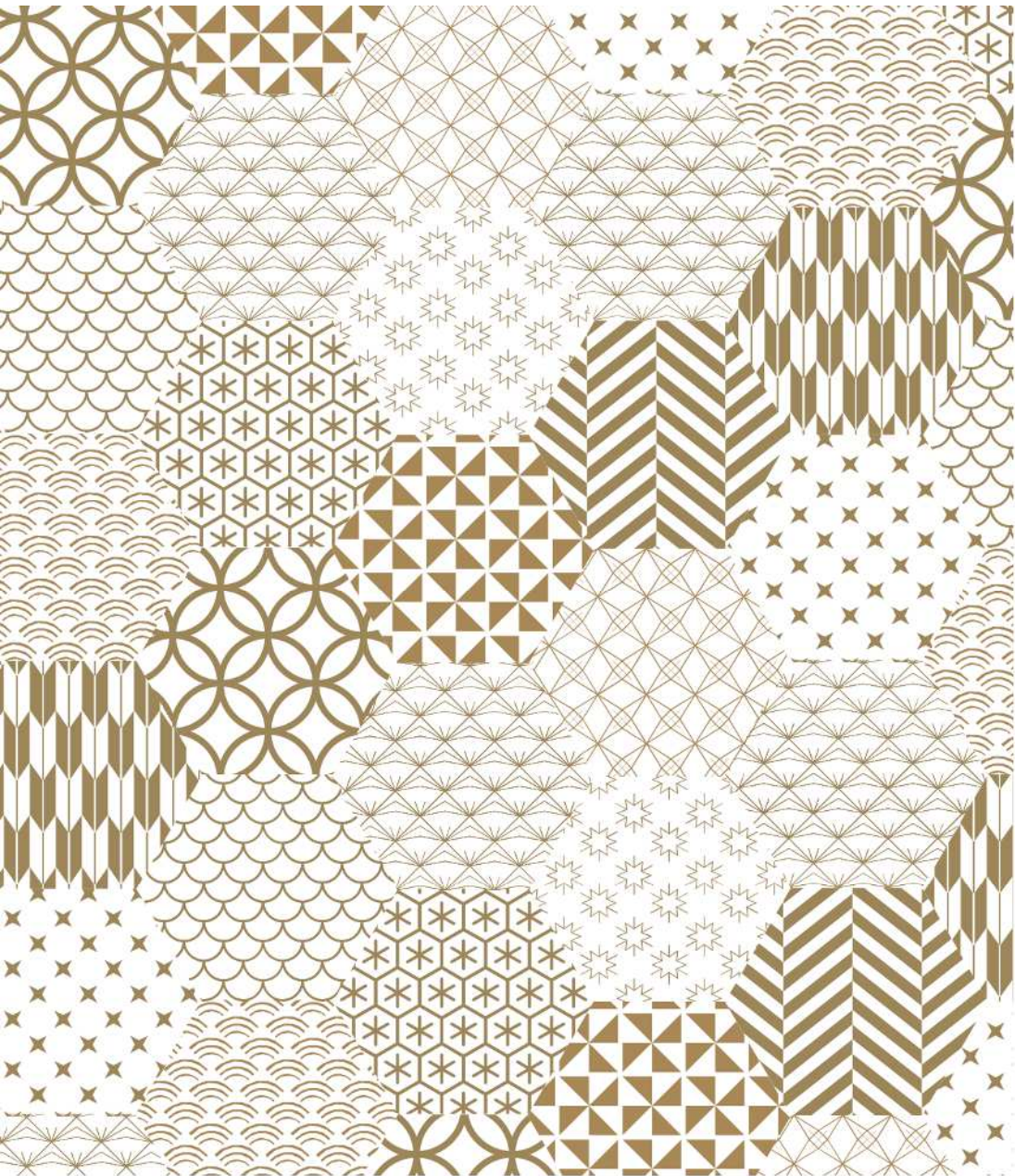
※ 時間、説明内容等を変更する場合があります。

資料①

JIS原案作成公募制度説明会

日本型標準加速化モデル に向けてのJSAの取組





日本規格協会グループの概要

日本規格協会グループ（JSAG）は、
1945年の設立以来、標準化とJISマーク等
品質管理・適合性評価の両面から、
我が国のモノづくり、人づくりの基盤となる活動を展開。

一般財団法人
日本規格協会
(JSA)



日本規格協会
ソリューションズ株式会社
(JSA-SOL)



一般財団法人
日本要員認証協会
(JRCA)



株式会社
スタンダード・
ワークス
(SW)



沿革



東京赤坂 日本規格協会ビル
(2013年まで)



月刊誌 『規格ト標準 第1号』
発刊年月日：1946-08-20

- 1945年 大日本航空技術協会と日本能率協会の規格担当部門の合併で設立。特許標準局内に本部開設。
- 1946年 月刊誌『規格ト標準』創刊(後の『標準化と品質管理』)
- 1949年 我が国初のQC講習会開講、工業標準化法施行
- 1950年 JIS規格票の発行・頒布開始
- 1958年 標準化全国大会開始
(後の『標準化と品質管理全国大会』)
- 1996年 マネジメントシステム審査登録開始
- 1997年 JIS原案作成JSA公募の開始
- 2002年 原案作成団体出版契約、印税支払い開始
- 2005年 品質管理検定（QC検定）開始
- 2018年 三組織体制によるJSAGの発足
- 2019年 認定産業標準作成機関の認定



現在、日本規格協会グループ
が入る東京の三田Avanti

実績

(2023年度)

JSAGは、JIS制改正、
国際規格制改訂支援・普及、
人材育成、品質管理検定、
MS・審査員登録等を通じ、
日本の産業基盤強化に貢献。

JISの制定・改正件数

428件 (JIS総数 10,966件)

国際規格総発行件数

ISO **1,465**件 IEC **707**件

セミナー開催件数

533件

QC検定受検者数

約**10**万人

MS登録件数

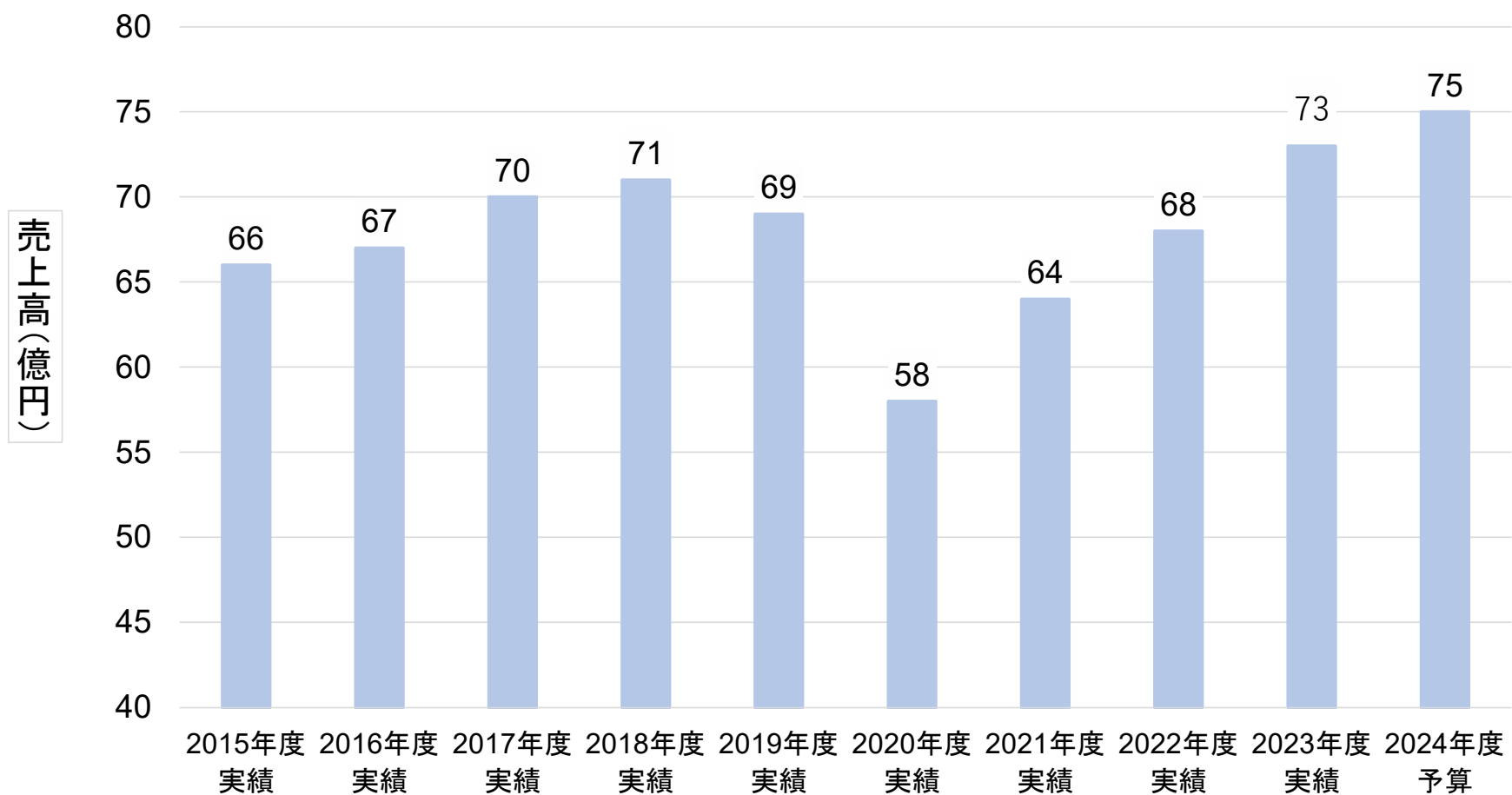
1,903件

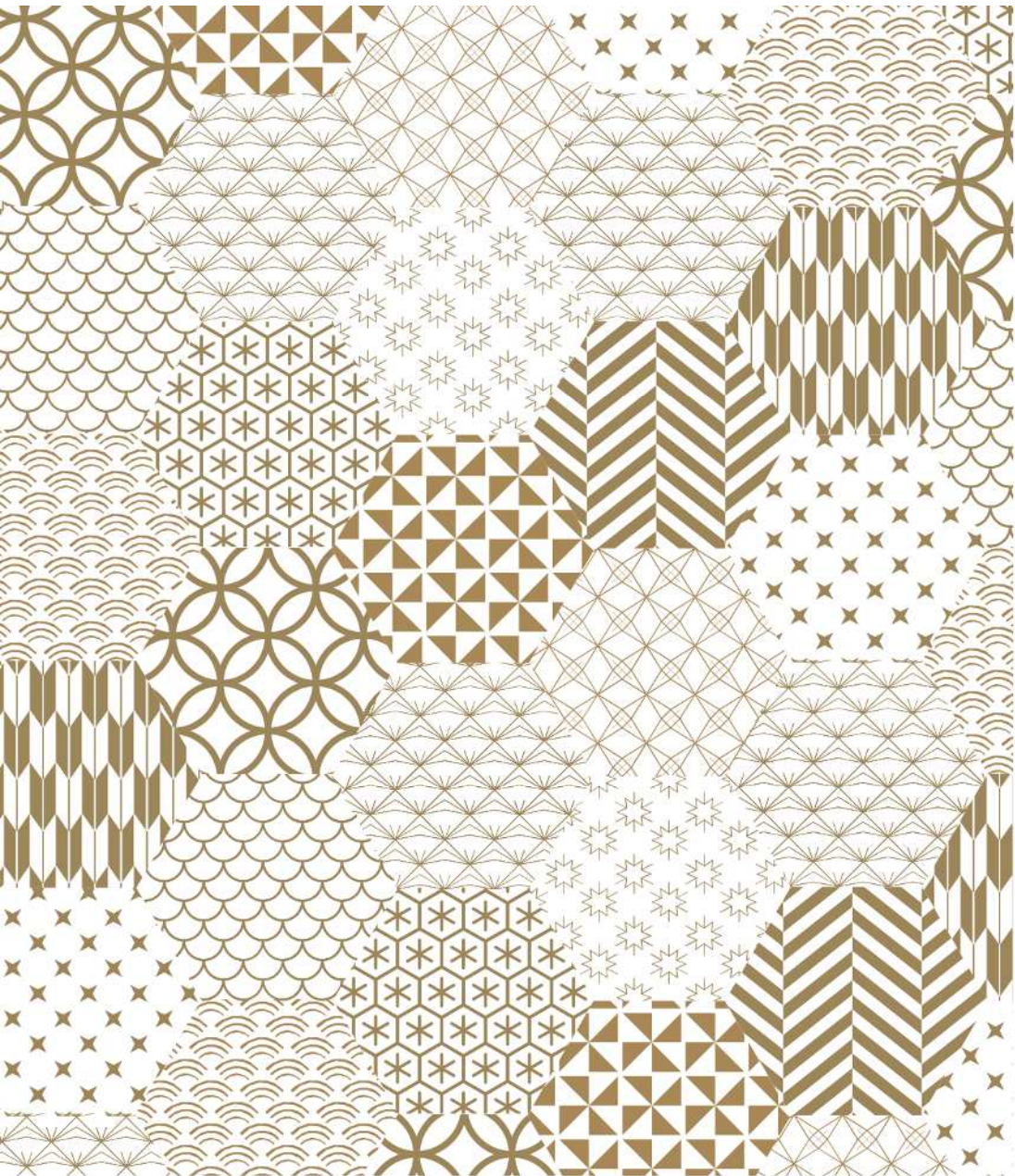
MS審査員等登録件数

13,687人

(うち規格開発エキスパート 351人)

日本規格協会グループの売上高推移





JISC基本政策部会への対応

JISC基本政策部会報告（23年6月）とりまとめ

基本政策部会報告は、「日本型標準加速化モデル」を提唱

- **標準化人材育成**

（研修、標準化人材情報Directoryの構築、アカデミア連携 等）

- **経営戦略における標準化側面の強化**

（CSO設置、統合報告書、市場形成力の評価、事例調査・分析・広報、業界団体連携 等）

- **研究開発と標準化の一体的推進**

（産業競争力強化法改正 等）

- **新たな標準化活動の推進**

（サービス規格開発、認証産業強化）

- **基盤的活動強化**

（JIS開発の促進（認定機関制度の拡大）、スタートアップ等の規格開発支援 等）

対応 1 ; 分野横断的な国際標準化への対応

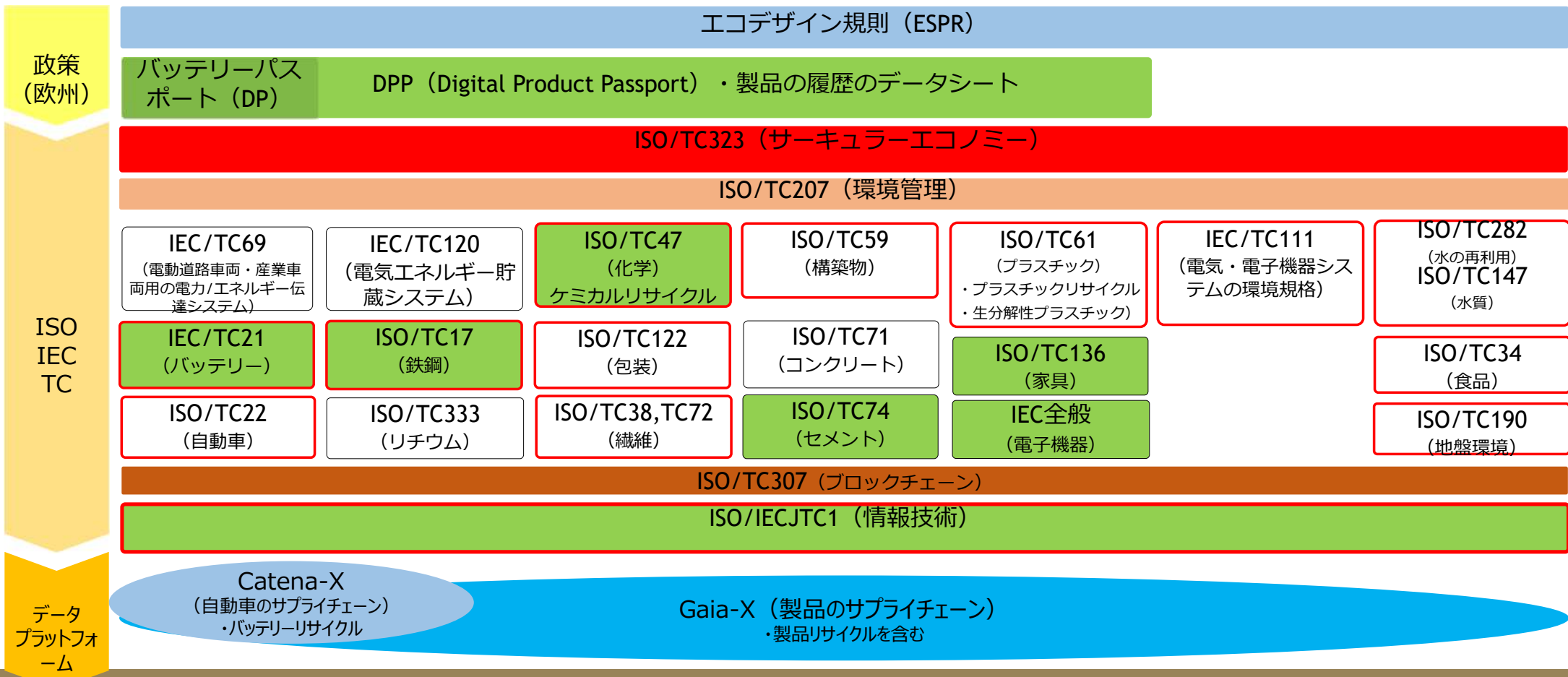
- 新型コロナの影響を脱し、2022年以降、国際標準化は本格化。
- 気候変動、循環経済、デジタル化等、分野横断的優先分野で国際標準化が加速
- JSAGは標準化交流プラットフォーム等を活用し国際標準化活動を支援・活性化。



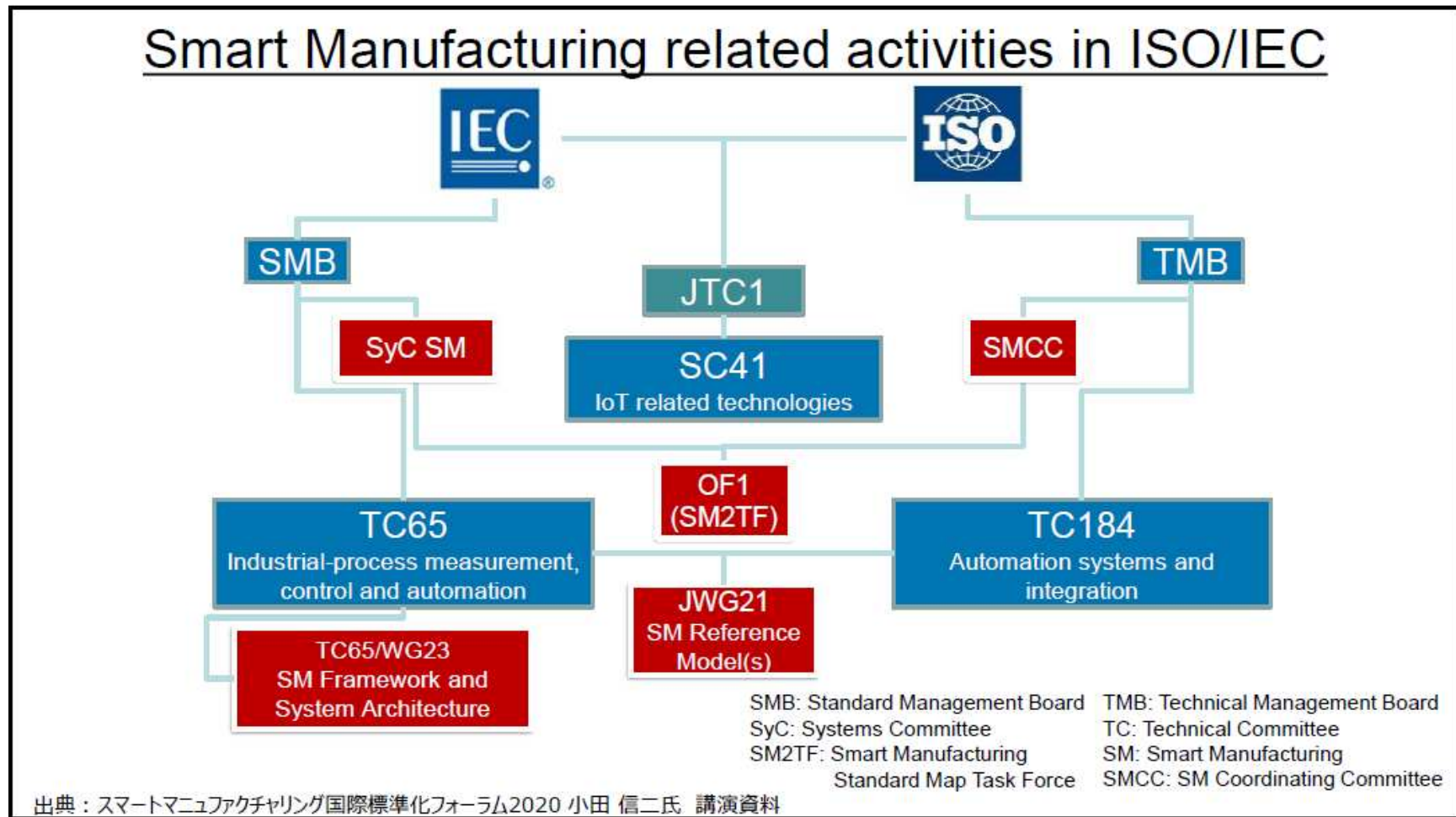
(ISO HPより)

分野横断的な活動の事例（循環経済・サーキュラーエコノミー）

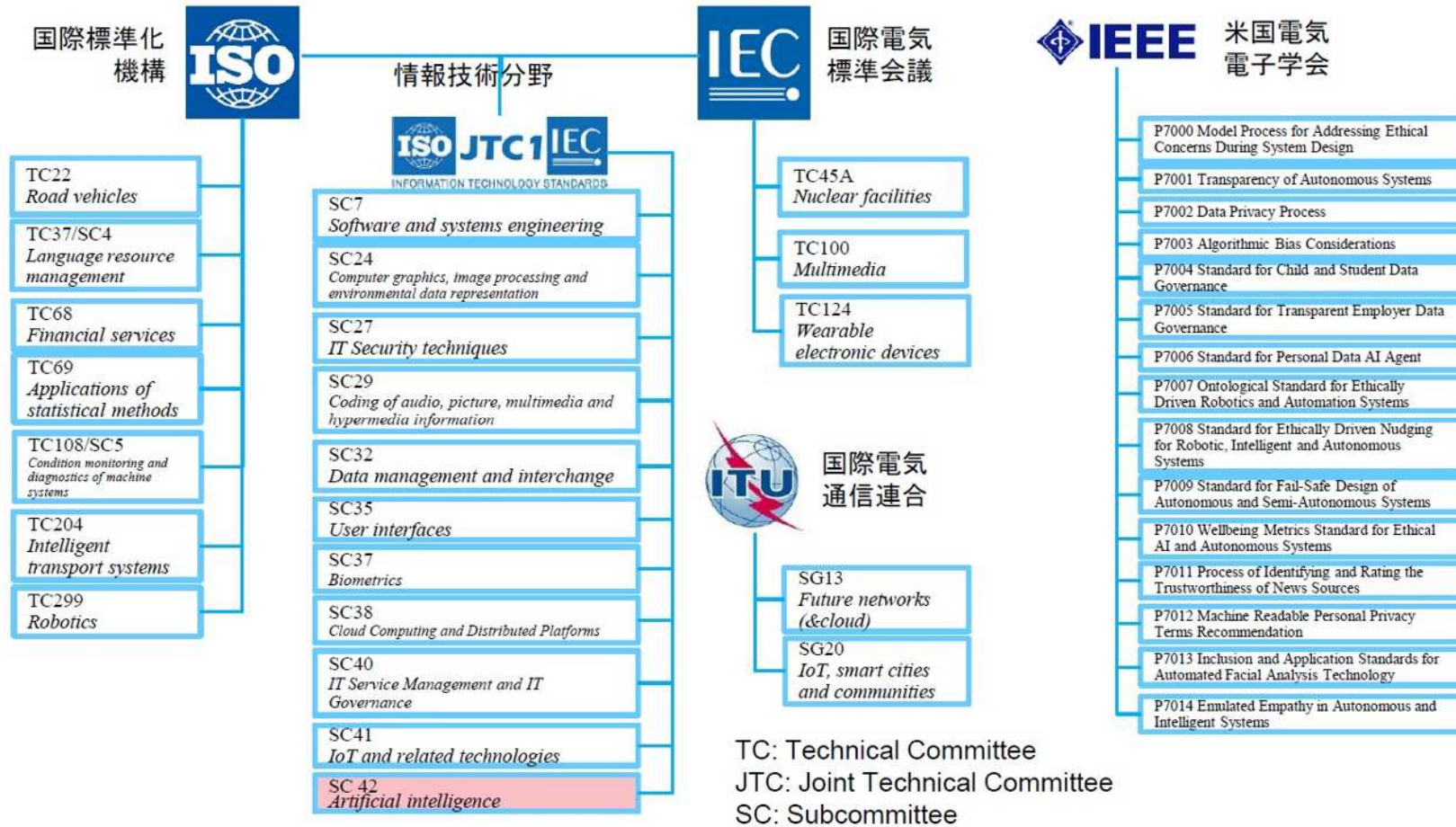
※代表的なもののみを記載。赤枠は欧州の重点分野、緑地はDPPの対象範囲



分野横断的な活動の事例（スマートニューファクチャリング）



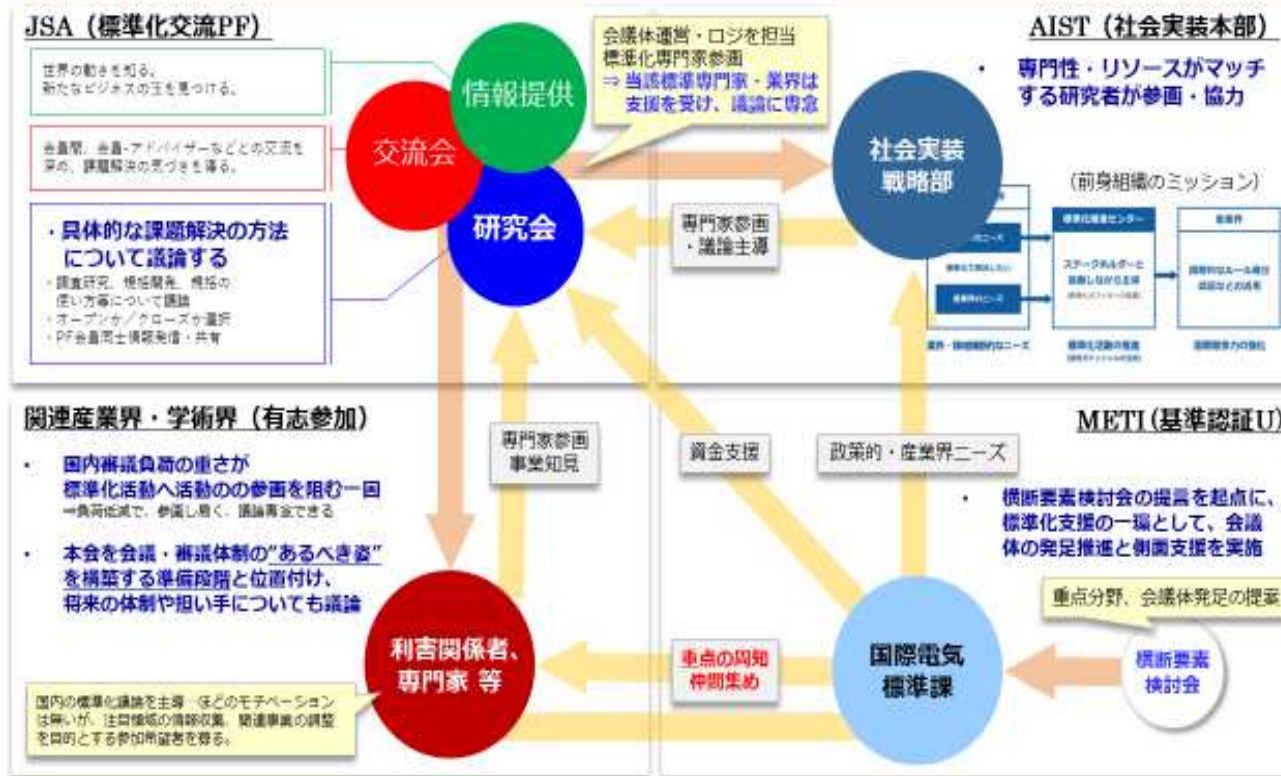
分野横断的な活動の事例（人工知能）



横断要素検討会 (標準化交流 プラットフォーム)

横断要素検討会の提言を起点とする会議体体制図

◆ 横断的所以に標準化を担う“主体”が見つからないことが会議体発足の障壁であった
⇒ 相補的・暫定的会議体【最大2年】を、産業界の要望へ即応して発足する体制を敷く



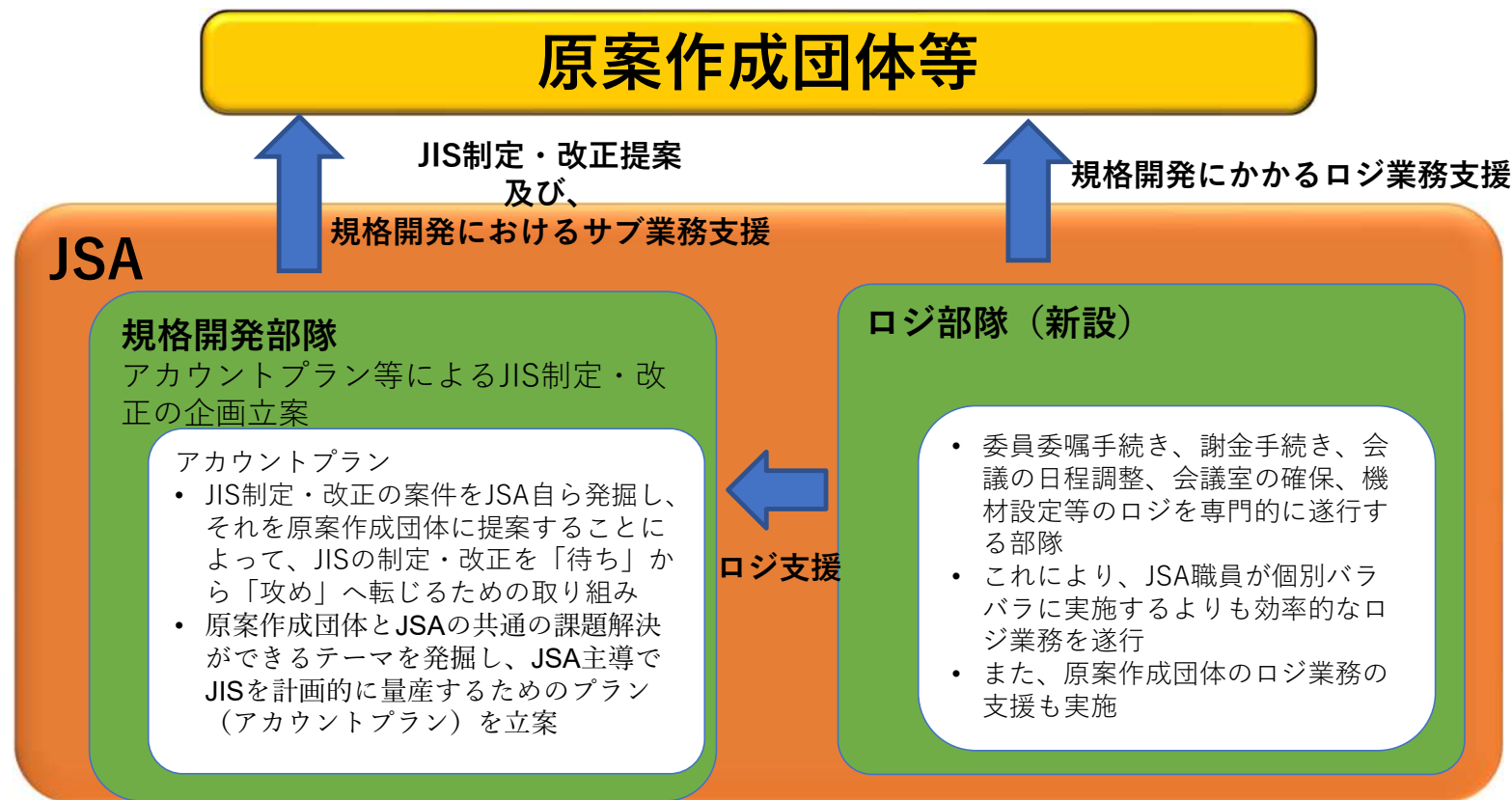
対応2 ; JIS制定等の迅速化

- JIS制定
- ✓ 2023年度と2024年度、JIS規格開発の迅速化に向け、認定産業標準作成機関の業務を拡大。
- ✓ JIS原案作成団体との連携の強化（規格開発加速化プラン）
- ✓ 新市場創造型標準化制度によるJIS規格開発の支援
- JSA規格の開発・発行による市場ニーズの早期規格化
- JAS（日本農林規格）国際標準化に対応



規格開発加速 化プラン

- 近年、JIS規格の公示件数が500件/年を下回るなど低減傾向
- JSAにおいてアカウントプラン等を作成し積極的なJIS制定・改正を提案
- JSAによる原案作成団体等に対するロジ・サブ支援



JSA規格制度

- JSA Standards and Specifications -

- 2017年6月にスタートしたJSA独自の制度
- 多様な規格開発ニーズを持つ企業、団体、政府関係機関、学会等の取組みを有償で、迅速に、規格の形にして公開
- 開発スピードが速いため、デジュール標準への橋渡しの役割も期待
- 現在24件を発行

JSA規格の活用事例

国際標準化等に向けた第一ステップ

- 例 ・ B to C 小口保冷配送サービス (JSA-S1018:2017) JSA規格を経て、ISO化、JIS化
- ・ B to B コールドチェーン物流サービス (JSA-S1004:2020) 「日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン」を基に、JSA規格化後、ISO提案中。

企業からの迅速な規格化ニーズへの対応

- 例 ・ 学校における「ICT活用支援員」が提供するサービス (JSA-S1010:2021)
- ・ 保険代理店のサービス品質 (JSA-S1003:2021)
- ・ 最適化栄養食の栄養設計基準 (JSA-S1015:2023)

研究開発成果の出口

- 例 ・ SIP戦略的イノベーションプログラム「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」の三つの取組をJSA規格化 (JSA-S1016, JSA-S1017, JSA-S1019)
- ・ NEDO事業で開発が進められた評価方法をJSA規格化 (JSA-S1014:2023)

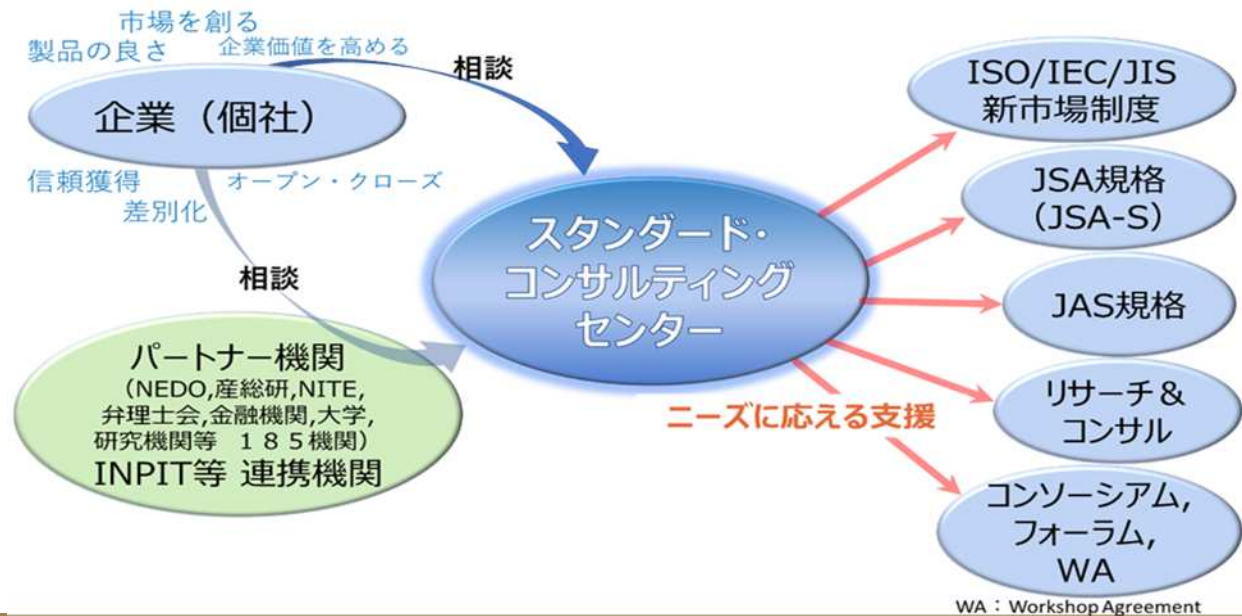


対応3 ; JSAの体制整備

JSAは、2024年7月1日に「スタンダード・コンサルティングセンター」、「JSAグローバルリサーチセンター」を新設。

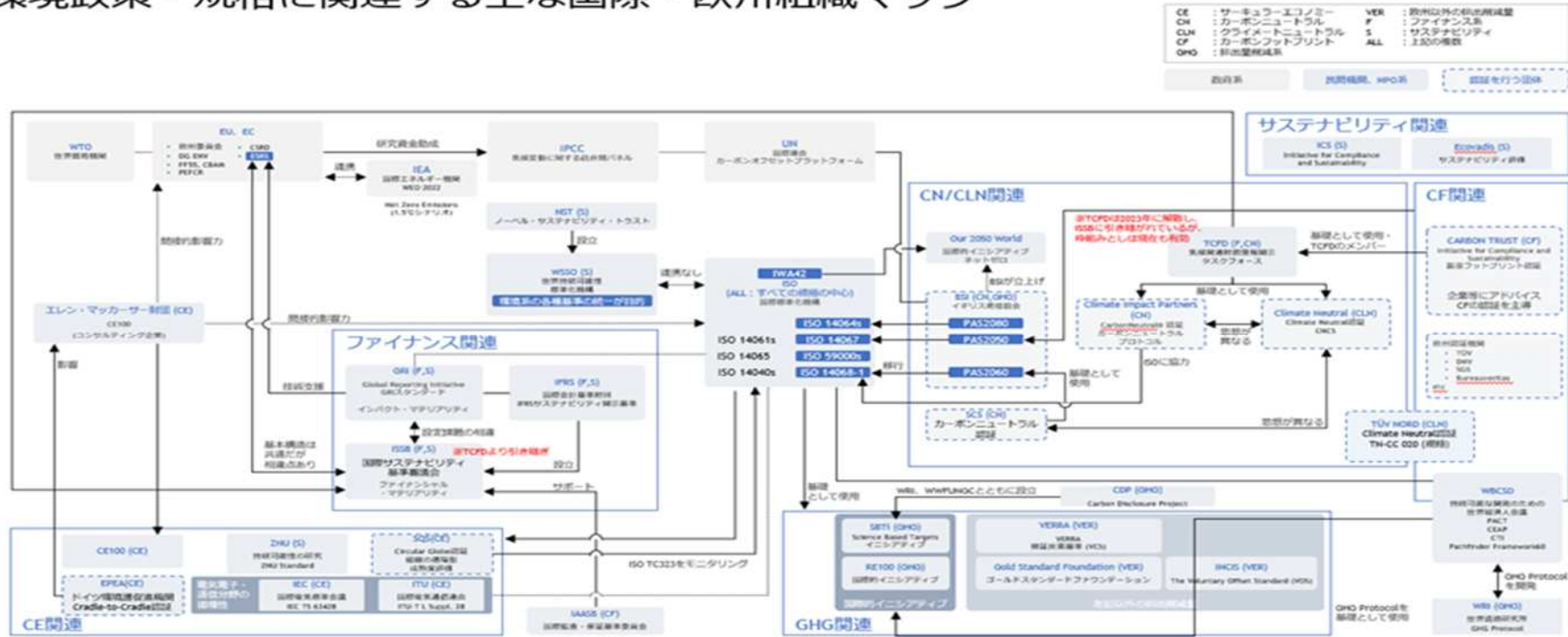
近年、標準化による戦略的なルール形成は、グローバルな市場創出や産業競争力の向上において、重要なツールに。しかしながら、企業や団体にとっては、どうやって標準化活動に取り組んでいけばよいか、また、自分たちのビジネス領域での国際的な標準化や規制の動きをどう把握・整理すればよいかなど、難しい面があり。JSAは、新たな体制の下、企業や団体からのオープン&クローズ戦略の相談、標準や規制の動向調査などの要望に対応。

「スタンダード・コンサルティングセンター」では、企業・団体様の状況に応じ、様々な標準化の戦略的な方法についてご提案いたします。



JSAグローバルリサーチセンターは、総合的標準化機関であるJSAが持つ国内外の関係機関とのネットワークを活用し、「標準化インテリジェンス」に基づき皆様のビジネス展開・戦略や標準開発の可能性に対する各種サポートをご提供いたします。

環境政策・規格に関連する主な国際・欧州組織マップ



各種情報を基にJSA作成 (注) 本レポートでは代表的な組織・機関をとり上げており、すべてを網羅するものではない。各要素を横断するものもあるが、便宜上分類を行った。

対応4；標準化人材育成

JSAでは以下のような企業向けの研修、資格制度を提供中

- **ISO/IEC国際標準化人材育成講座（ヤンプロ）**（国費）
 - 年3回 4日間 20名/回
 - 2012年度開始。累計受講者数：454名、平均年齢39.6歳
- **ルール形成戦略研修**（国費）
 - 年2～3回 20～30名/回 企業内で経営戦略、事業戦略等に携わっている方向け
- **国際標準化研修**（自主）
 - 初級、中級、上級の他、企業の要望に応じたオーダーメイド研修（3～7団体/年）が拡大。
- **規格開発エキスパート養成標準化セミナー**（自主）
 - 導入講座（戦略的標準化活用基礎講座） 年2回、1日間
 - 専門講座（規格開発エキスパート講座） 年2回、4日間
- **規格開発エキスパート登録**（自主）
 - 規格開発エキスパート：366名（2022年3月末）（割合→国際：73%、国内：27%）
 - 規格開発エキスパート補（実務経験なし）：46名

2024年に新たに「標準化人材チーム」を設置し、アカデミアとの連携やエキスパートの更なる活用に取り組む予定。

ご清聴、ありがとうございました。

資料②

JIS原案作成公募制度説明会

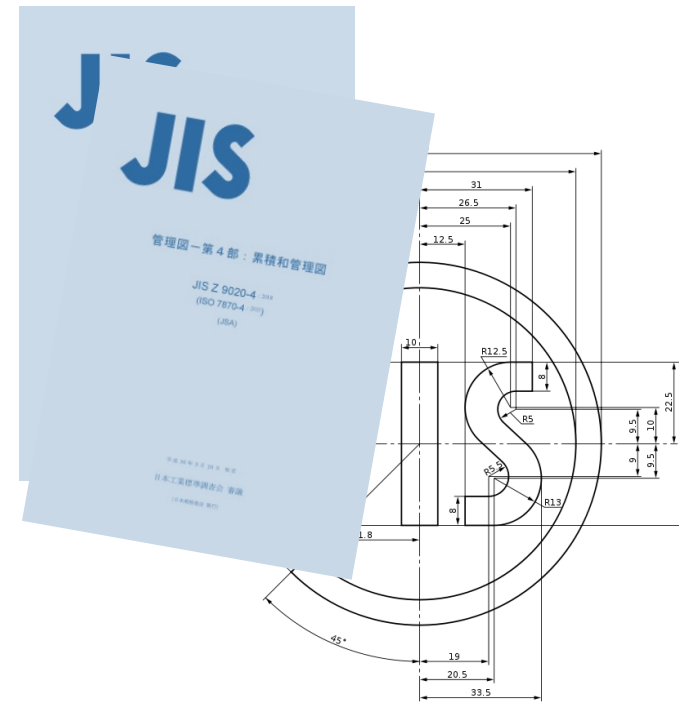
JSA公募制度の概要と利用のすすめ



2024年7月

内容

1. JSA公募制度の概要
2. ご利用のメリット
3. 応募
4. 契約
5. ISOolutions
6. 成果物
7. その他



1 JSA公募制度の概要

「JIS原案作成公募制度（以下、JSA公募制度）」とは

- 民間団体の自主的なJIS原案作成を支援するための制度
- 団体様と弊協会とが共同してJIS原案作成を行う

＜実績＞ ・約150団体/年、約300規格/年（1998年から開始）
・毎年公示される規格の約60%はJSA公募制度を利用

JSA

- JIS原案作成における様式支援・手順相談
（原案作成委員会出席も含む）
- CSBパブリックコメントの実施 *
- 申出のための様式調整、校正、
テンプレート化
- 電子申出
- JISの普及、問合せの対応

原案作成団体

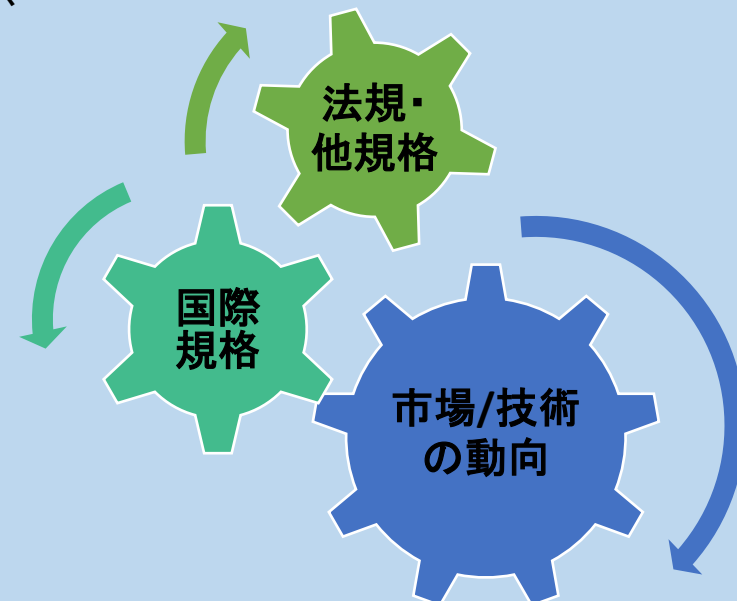
- 原案作成委員会の適正な運営
- JIS原案・JIS解説の作成
（テンプレート化を含む。）
- CSBパブリックコメントのコメント対応 *
- WTO意見受付公告、JISC審議 *などの
対応
- JISの普及、問合せ、5年見直しの対応

* 一部のJIS原案作成は、CSBスキームではなく認定産業標準作成機関スキームとなります。

1 JSA公募制度の概要

ご利用例：次の観点からJISの制定・改正が必要な時（追補改正も対象）

- 市場の変化（技術水準、ユーザーニーズ、環境配慮等）によって既存のJISと実態とが乖離
- 技術の進歩などによって、対応する国際規格が改訂
- 新たな国際規格が発行された/開発中であり、国内の実情・国際商取引を鑑みると国内における普及の促進からJIS化が必要
- 引用JIS又は関連JISが改正・廃止
- 強制法規、公共調達基準などとの関連で、制定・改正が必要
- 見直し調査をきっかけに



1 JSA公募制度の概要

応募～成果物提出の流れ



2024年度～2025年度スケジュール（予定）

※下記スケジュール以外でのご応募も可能。

| 区分 | 応募締切 | 事前調査 (ヒアリング) | 準備期間 | 作成期間 | 原案作成完了 (ご提出) |
|-------------|----------------|--------------------|------------|--------------------|-----------------|
| 2024 区分D | 2024. 8.16 | 2024.9～10 | 2024.11～12 | 2025.1～8 | 2025.8 末日 |
| 2025 区分A | 2024. 11.15 | 2024.12～ 2025.1 | 2025.2～3 | 2025.4～11 | 2025.11 末日 |
| 2025 区分B | 2025. 2.14 | 2025.3～4 | 2025.5～6 | 2025.7～ 2026.2 | 2026.2 末日 |
| 2025 区分C | 2025. 5.16 | 2025.6～7 | 2025.8～9 | 2025.10～ 2026.5 | 2026.5 末日 |
| 2025 区分D | 2025. 8.15 | 2025.9～10 | 2025.11～12 | 2026.1～ 2026.8 | 2026.8 末日 |

1 JSA公募制度の概要

特定標準化機関（CSB）とは

- JISC内の調査審議及び事務処理の効率化・迅速化のための制度
- CSB要件を満たしたJIS原案作成体制をもつ原案作成団体を日本産業標準調査会（JISC）が確認
- CSBから申出するJIS原案は、JISCの調査審議は、原則専門委員会に付託せず部会にて実施（弊協会は、JISC標準第一部会・第二部会からCSB要件確認）

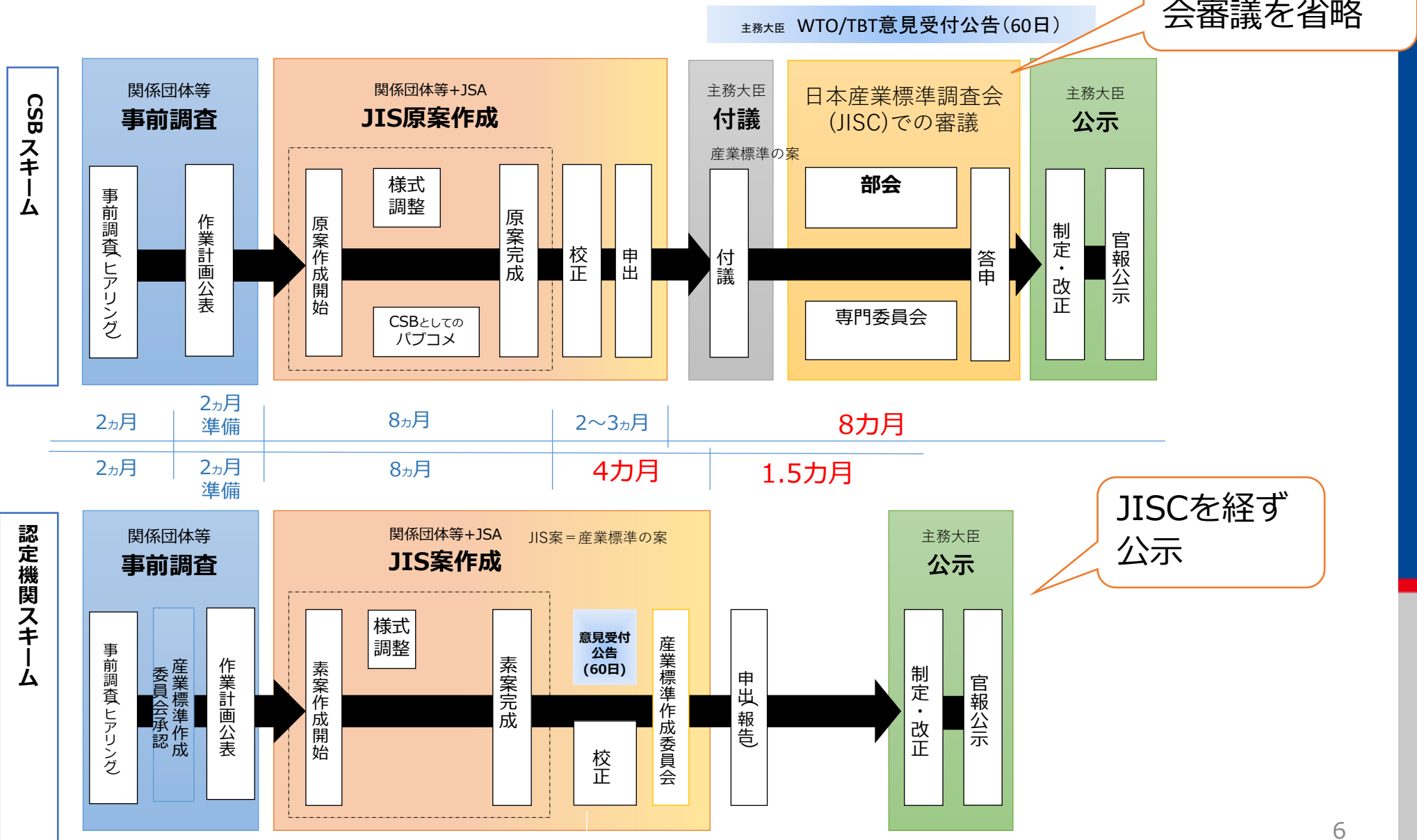
認定産業標準作成機関（認定機関）とは

- JIS制定の民間主導による迅速化のための制度
- 産業標準化法に基づき、標準化の専門知識及び能力がある原案作成団体を主務大臣が認定
- 認定機関から申出するJIS案はJISCの審議を経ずに主務大臣が制定、改正等（弊協会は、2019年9月に経済産業大臣から第1号認定）
（弊協会とJIS案作成事業契約を締結済み、かつ、認定の範囲に該当する案件が対象）

※ CSBスキーム又は認定産業標準作成機関スキームの振分けは、ご応募後に弊協会内で整理させていただきます。

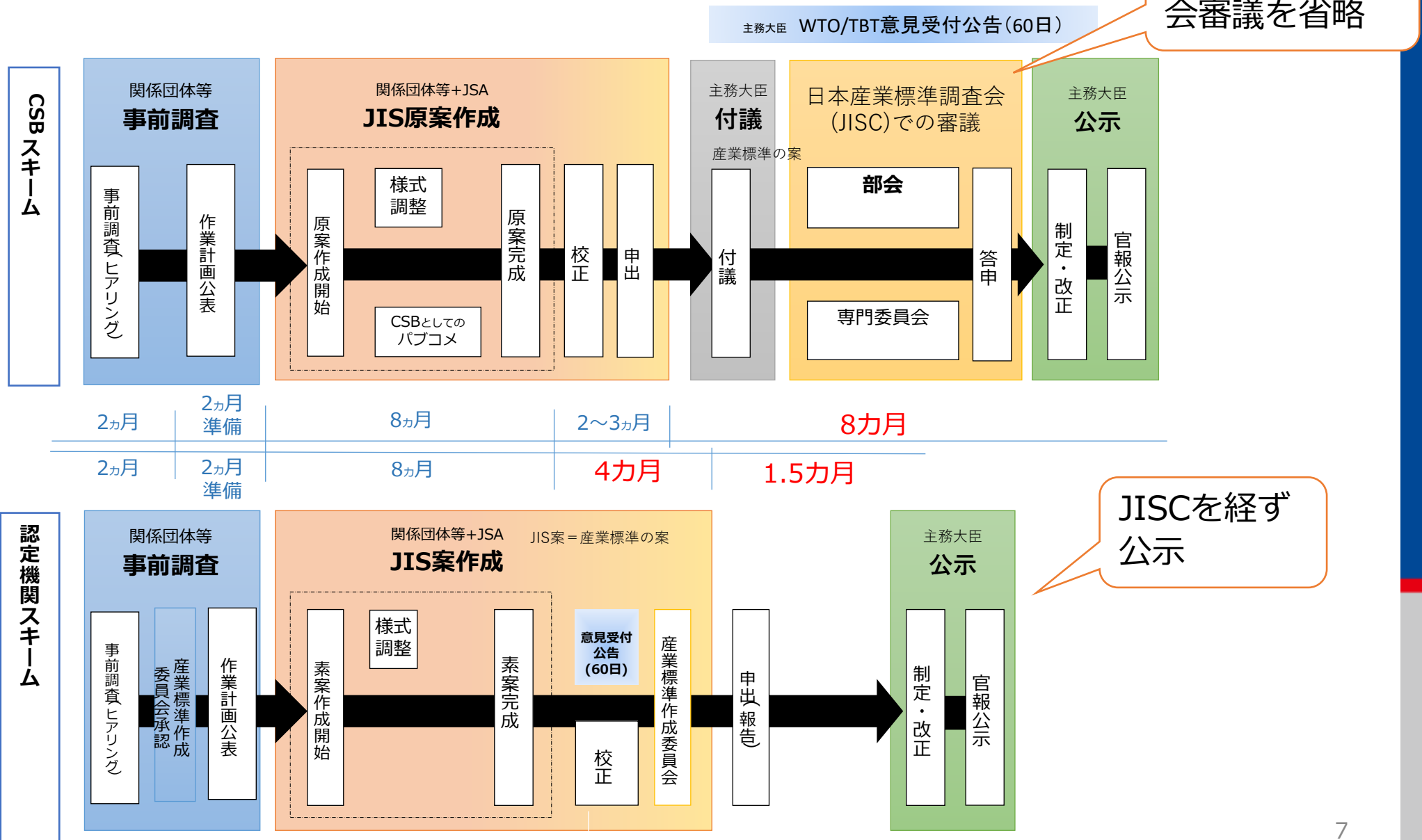
1 JSA公募制度の概要

原案作成プロセス



1 JSA公募制度の概要

原案作成プロセス



2 ご利用のメリット

a) 原案作成をサポート

- 規格開発に詳しい担当者を配置し、事前調査～公示まで支援
- 特にJISの原案作成時の様式・委員会運営・各種事務手続き等

b) 財政的支援

- JIS原案作成にかかる費用（委員謝金、交通費、会場費用等）の一部支援
- ※ 金額はご要望に添えない場合もございます。

c) 申出の代行/手続き書類作成支援

- 申出作業は弊協会で実施
- 事前調査や申出に必要な手続き書類の作成も支援
- 複雑な手続きのご負担軽減



2 ご利用のメリット

d) よろず相談

何でもお気軽にご相談ください (例)

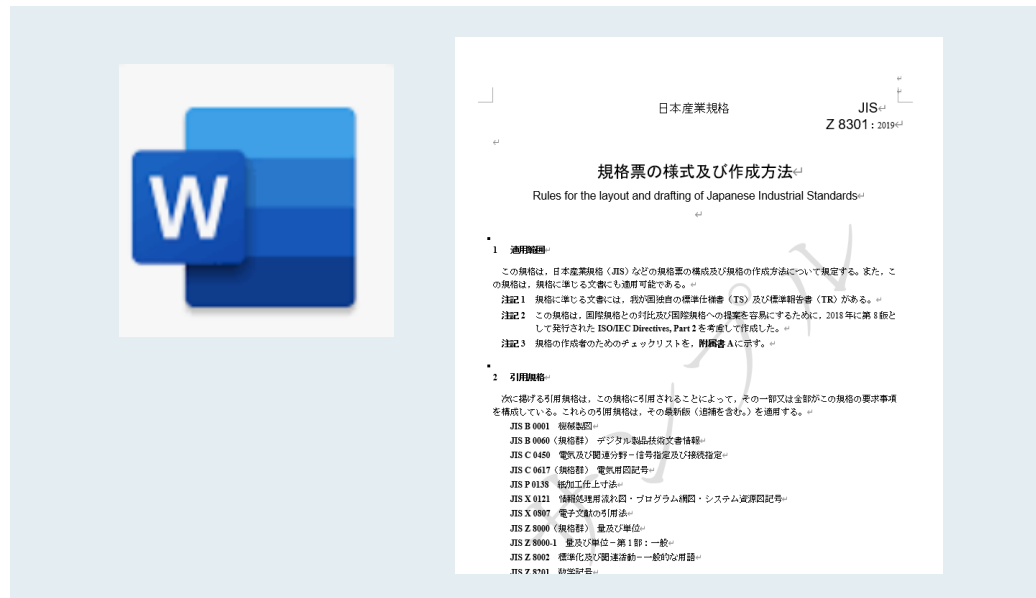
- JISの作成プロセスの詳細を知りたい。
- 事務局運営のノウハウがない。
- 委員会委員の選定時のご相談。
- 所掌JISのメンテナンスがしきれない。
- 改正のタイミングがわからない。
- 団体規格、強制法規例示基準をJIS化したい。
- Web会議ツールの利用経験が少ない。

2 ご利用のメリット

<参考> 現行JIS, ISO・IEC規格等国际規格の電子媒体提供 *

- 現行JISの電子データを活用して効率的に作業を進めて頂けるように、改正対象の現行JIS及び解説の書き換え可能な電子媒体（Word）をご提供。
- ISO/IEC規格等国际規格の電子データを活用して効率的に作業を進めて頂けるように、関連するISO・IEC規格等国际規格の電子ファイル（Word又はPDF）をご提供。

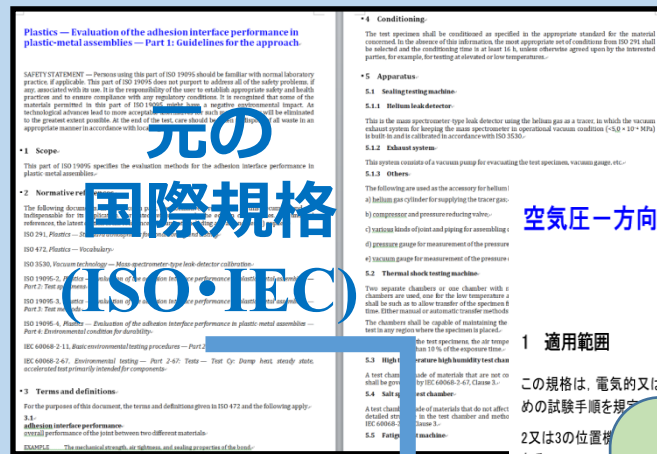
* JSA公募制度のご利用の有無に関わらず、JIS原案等作成の際にご提供が可能です。



2 ご利用のメリット

d) 国際規格の仮翻訳の提供 – 制定編

目的: 国際規格 (ISO・IEC) を基に、タイムリーに、すぐ使える**関連JISの制定**を行い、業界の業務に活かす。



元の
国際規格
 (ISO・IEC)

空気圧一方制御弁一切換時間及び応答時間の測定

1 適用範囲

この規格は、電氣的又は空気圧で作動する指向性制御弁の切換時間を測定するための試験手順を規定する。

2 引用規格

2又は3の位置がある。

この規格の要求事項は、記載の年号の付記がない限り、ISO 80000-1、ISO 1219-1、流体及びデータ処理用途のための図記号

ISO 5598、油圧・空気圧システム及び機器 – 用語

① 仮翻訳

ISO 6358-1、空気圧一方制御弁の流量特性試験方法 – 第1部: 通則及び定常流れ試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、ISO 5598による。

ISO及びIECは、標準化に使用するための用語データベースを次のアドレスに維持する。

– ISOオンラインブラウジングプラットフォーム: <https://www.iso.org/obp>から入手可能である。

– Electropedia: <https://www.electropedia.org/>で利用可能である。

空気圧[技術]の変化から、関連する出口ポートの圧力が指定された時間まで測定される時間経過

によって、ON 時切換時間又は OFF 時切換時間は、排気又は吸入を意味する。そのため、ISO 12238 では、“切換時間(排気)”の用語と、“排気しない位置への切換時間”の用語を併用して、カタログの規格に対応する ON 時切換時間又は OFF 時切換時間が得られる。

3.2

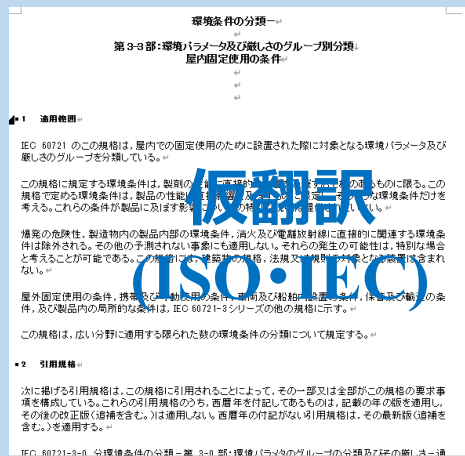
ON時切換時間(shifting on-time)
 制御信号が加えられたときの切換時間。

これが提供
 されます!!

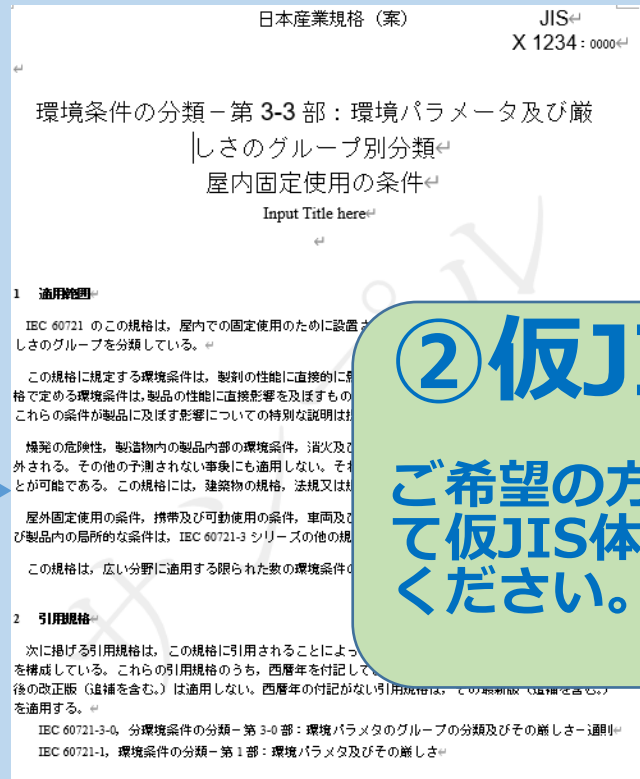
2 ご利用のメリット

d) 国際規格の仮翻訳の提供 – 制定編

目的: 国際規格 (ISO・IEC) を基に、タイムリーに、すぐ使える**関連JISの制定**を行い、業界の業務に活かす。



**仮翻訳
(ISO・IEC)**



② 仮JIS体裁 ※

ご希望の方は申込時にメールにて仮JIS体裁希望の旨、ご連絡ください。

これが提供されます!!

※ Beta版のJIS自動成形ツールによる加工を試行させていただく形となります。規格番号の太字化等、ツールで対応不可となる項目もございますが、ご了承ください。

2 ご利用のメリット

d) 国際規格の仮翻訳の提供 – 改正編

目的: 国際規格 (ISO・IEC) を基に、タイムリーに、すぐ使える**関連JISの改正**を行い、業界の業務に活かす。

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <p>空気圧一方制御弁一切換時間及び応答時間の測定</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この規格は、電氣的又は空気圧で作動する指向性制御弁の切換時間を測定するための試験手順を規定する。</p> <p>2又は3の位置機能をもつ、単安定及び双安定の空気圧方向性制御弁に適用可能である。</p> <p>2 引用規格</p> <p>次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。)は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。</p> <p>ISO 80000-1、量及び単位-第1部-一般</p> <p>ISO 1219-1、流体動カシステム及び部品-図記号及び回路図-第1部-慣例的用法及びデータ処理用途のための図記号</p> <p>ISO 5598、油圧-空気圧システム及び機器-用語</p> | <p>ISO 6358-1、空気圧一圧縮性流体用機器の流量特性試験方法-第1部-通則及び非常流れ試験方法</p> <p>3 用語及び定義</p> <p>この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、ISO 5598による。</p> <p>ISO及びIECは、標準化に使用するための用語データベースを次のアドレスに維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISOオンラインブラウザプラットフォーム: https://www.iso.org/obpから入手可能である。 IECエレクトロペディア https://www.electropedia.org/で利用可能である。 <p>3.1 切換時間(shifting time)</p> <p>制御信号(電機又は空気圧[技術])の変化から、関連する出口ポートの圧力が指定された分だけ変化する時間まで測定される時間経過</p> <p>注釈1 バルブの種類によって、ON時切換時間又はOFF時切換時間は、排気又は非排気位置にシフトすることを意味する。そのため、ISO 12238では、“切換時間(排気)”及び“切換時間(充てん)”の用語と、“排気しない位置への切換時間”の用語を使用している。バルブの種類に応じて、カタログの規格に対応するON時切換時間又はOFF時切換時間が得られる。</p> <p>3.2 ON時切換時間(shifting on-time)</p> <p>制御信号が加えられたときの切換時間。</p> | <p>ISO 15681-2:2018¹⁾</p> <p>Foreword²⁾</p> <p>ISO (the International Organization for Standardization) is a worldwide federation of national standards bodies (ISO member bodies). The work of preparing International Standards is normally carried out through ISO technical committees. Each member body interested in a subject for which a technical committee has been established has the right to be represented on that committee. International organizations, governmental and non-governmental, in liaison with ISO, also take part in the work. ISO collaborates closely with the International Electrotechnical Commission (IEC) on all matters of electrotechnical standardization.³⁾</p> <p>The procedures used to develop this document and those intended for its further maintenance are described in the ISO/IEC Directives, Part 1. In particular, the different approval criteria needed for the different types of ISO documents should be noted. This document was drafted in accordance with the editorial rules of the ISO/IEC Directives, Part 2 (see www.iso.org/directives).⁴⁾</p> <p>Attention is drawn to the possibility that some of the elements of this document may be the subject of patent rights. ISO shall not be held responsible for identifying any or all such patent rights. Details of any patent rights identified during the development of the document will be in the Introduction and/or on the ISO list of patent declarations received (see www.iso.org/patents).⁵⁾</p> | <p>ISO 15681-2:2003¹⁾</p> <p>Foreword²⁾</p> <p>ISO (the International Organization for Standardization) is a worldwide federation of national standards bodies (ISO member bodies). The work of preparing International Standards is normally carried out through ISO technical committees. Each member body interested in a subject for which a technical committee has been established has the right to be represented on that committee. International organizations, governmental and non-governmental, in liaison with ISO, also take part in the work. ISO collaborates closely with the International Electrotechnical Commission (IEC) on all matters of electrotechnical standardization.³⁾</p> <p>International Standards are drafted in accordance with the rules given in the ISO/IEC Directives, Part 2.⁴⁾</p> <p>The main task of technical committees is to prepare International Standards. Draft International Standards adopted by the technical committees are circulated to the member bodies for voting. Publication as an International Standard requires approval by at least 75 % of the member bodies casting a vote.⁵⁾</p> <p>Attention is drawn to the possibility that some of the elements of this document may be the subject of patent rights. ISO shall not be held responsible for identifying any or all such patent rights.⁶⁾</p> | <p>差分¹⁾</p> <p>削除²⁾</p> <p>削除²⁾</p> <p>削除²⁾</p> <p>追加²⁾</p> <p>変更²⁾</p> <p>追加²⁾</p> |
|---|---|---|---|--|

これが提供されます!!

① 仮翻訳

② 新旧対照表

これが提供されます!!

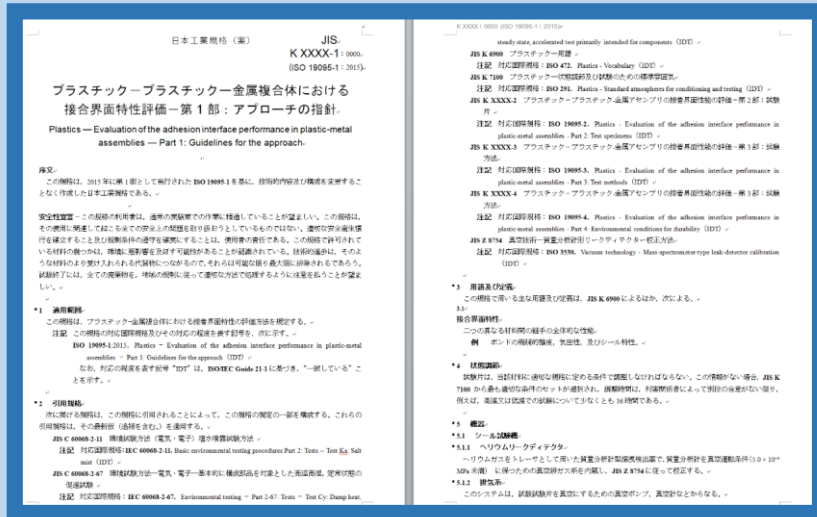
削除・追加・変更等が表示されます

※①仮翻訳、②新旧対照表のいずれかだけの提供も可能です。

2 ご利用のメリット

d) 国際規格の仮翻訳の提供 – 改正編

目的: 国際規格 (ISO・IEC) を基に、タイムリーに、すぐ使える**関連JISの改正**を行い、業界の業務に活かす。



| | ISO 15681-2:2018 ¹⁾ | ISO 15681-2:2003 ¹⁾ | 差分 ¹⁾ |
|--|--|--|------------------|
| | Foreword ²⁾ | Foreword ²⁾ | 削除 ³⁾ |
| | ISO (the International Organization for Standardization) is a worldwide federation of national standards bodies (ISO member bodies). The work of preparing International Standards is normally carried out through ISO technical committees. Each member body interested in a subject for which a technical committee has been established has the right to be represented on that committee. International organizations, governmental and non-governmental, in liaison with ISO, also take part in the work. ISO collaborates closely with the International Electrotechnical Commission (IEC) on all matters of electrotechnical standardization. ⁴⁾ | ISO (the International Organization for Standardization) is a worldwide federation of national standards bodies (ISO member bodies). The work of preparing International Standards is normally carried out through ISO technical committees. Each member body interested in a subject for which a technical committee has been established has the right to be represented on that committee. International organizations, governmental and non-governmental, in liaison with ISO, also take part in the work. ISO collaborates closely with the International Electrotechnical Commission (IEC) on all matters of electrotechnical standardization. ⁴⁾ | |
| | The procedures used to develop this document and those intended for its further maintenance are described in the ISO/IEC Directives, Part 1. In particular, the different approval criteria needed for the different types of ISO documents should be noted. This document was drafted in accordance with the editorial rules of the ISO/IEC Directives, Part 2 (see www.iso.org/directives). ⁵⁾ | The main task of technical committees is to prepare International Standards. Draft International Standards adopted by the technical committees are circulated to the member bodies for voting. Publication as an International Standard requires approval by at least 75 % of the member bodies casting a vote. ⁶⁾ | 変更 ⁴⁾ |
| | Attention is drawn to the possibility that some of the elements of this document may be the subject of patent rights. ISO shall not be held responsible for identifying any or all such patent rights. Details of any patent rights identified during the development of the document will be in the Introduction and/or on the ISO list of patent declarations received (see www.iso.org/patents). ⁶⁾ | Attention is drawn to the possibility that some of the elements of this document may be the subject of patent rights. ISO shall not be held responsible for identifying any or all such patent rights. ⁶⁾ | 追加 ⁴⁾ |



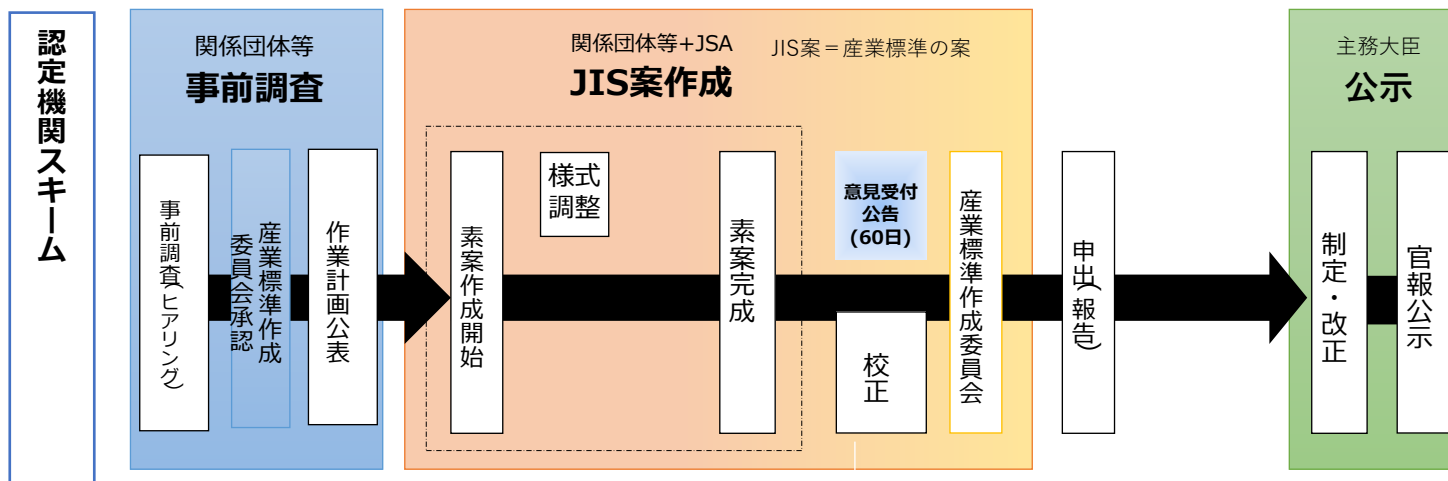
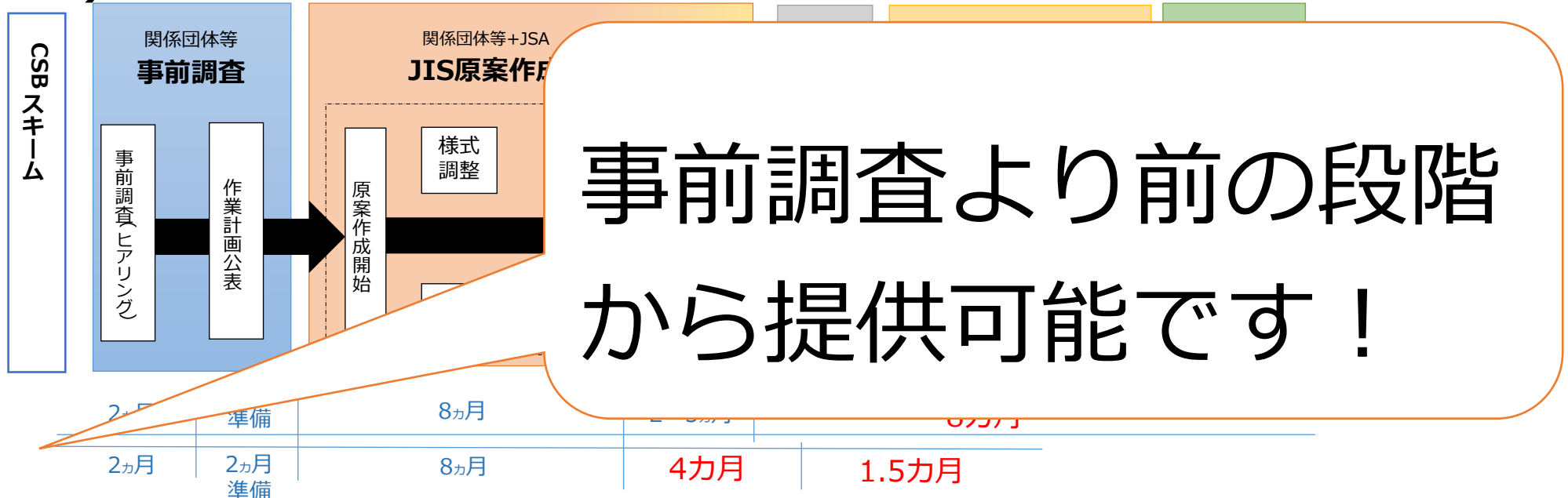
JIS改正へ

**差分分析の上、
現行JISを修正**

2 ご利用のメリット

d) 国際規格の仮翻訳の提供

主務大臣 WTO/TBT意見受付公告(60日)



2 ご利用のメリット

d) 国際規格の仮翻訳の提供

- ISO/IECの国際規格を基礎としてJIS原案を作成される際の国際規格の内容の理解促進の一助として、仮翻訳をご提供。
- 提供日程：仮翻訳の申込を受付した時の申込の混雑状況、国際規格（ISO・IEC）の入手可否、国際規格のデータ加工の必要性、1規格当たり頁数、仮翻訳の申込依頼件数（複数の場合）などの各種事由にもよりますが、**10営業日**を目途にご提供いたします。

入手希望日は、JIS原案作成期間を考慮した上で、余裕のある日程でお申し込み願います。

- 提供資料：本サービスはソフトウェアを使用したサービスとなります。仮翻訳及び新旧対比表については、翻訳元の国際規格に起因して、使用するOS、アプリケーションソフトウェアなどの環境によっては、図、表、数式、記号及び略語などが正しく表示できない、仮翻訳の誤り、用語（例えば、記号及び略語、注記、例など）及び文書の位置ずれなどが発生する場合がありますので、必ず原本（英語）をご確認願います。
- 仮翻訳を利用する場合の諸条件（利用条件、注意事項など）の案内：弊協会Webサイトに掲載しております。確認の上、ご相談願います。
https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02_01

3 応募

a) 必要な書類

- ① JIS原案作成公募制度応募用紙（ヒアリング希望日付き） ---- 1部
- ② JIS原案作成に係る事前調査表 ----規格ごとに各1部
- ③ JIS原案作成に係る事前調査表（廃止）（制定・改正に伴う廃止がある場合） ----規格ごとに各1部
- ④ JIS原案作成委員会開催日程及び構成員名簿 ----委員会ごとに1部
- ⑤ JIS原案作成委員会運営費見込書（財政支援を希望する場合。追補改正のみの場合不要） ---- 1部
- ⑥ 制定/改正予定の草案・基礎とする文書等（ある場合。途中段階でもOK）

b) 入手・記入・送付方法

- 弊協会Webサイトから上の①～⑤の様式をダウンロード
- URL https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02/
(で検索) ※ 様式は最新版をご利用くださいませ。
- ①～⑥の電子データ（Word・Excel）をsd@jsa.or.jp まで送付

4 契約

- ① 2021年4月から、freeサインによる電子契約をお願いしております。
対応が難しい場合は、従来どおり、書面での契約をいたします。
- ② 電子契約の可否
⇒ 応募時に、JIS原案作成公募制度応募用紙の7. にご記入ください。



free株式会社 freeサイン資料から引用

freeサインの概要 < <https://www.free.co.jp/sign/> >

5 ISOlutions (アイソリューションズ)

- ISOより各国の標準化機関向けに有償で提供されているITツール
- JIS原案作成委員会、ISO/IECの国内委員会活動などの規格開発活動をサポート

オンライン上で委員会文書・ 意見収集・プロセスの一元管理



文書管理ツール
National Documents



意見収集ツール
National Ballots



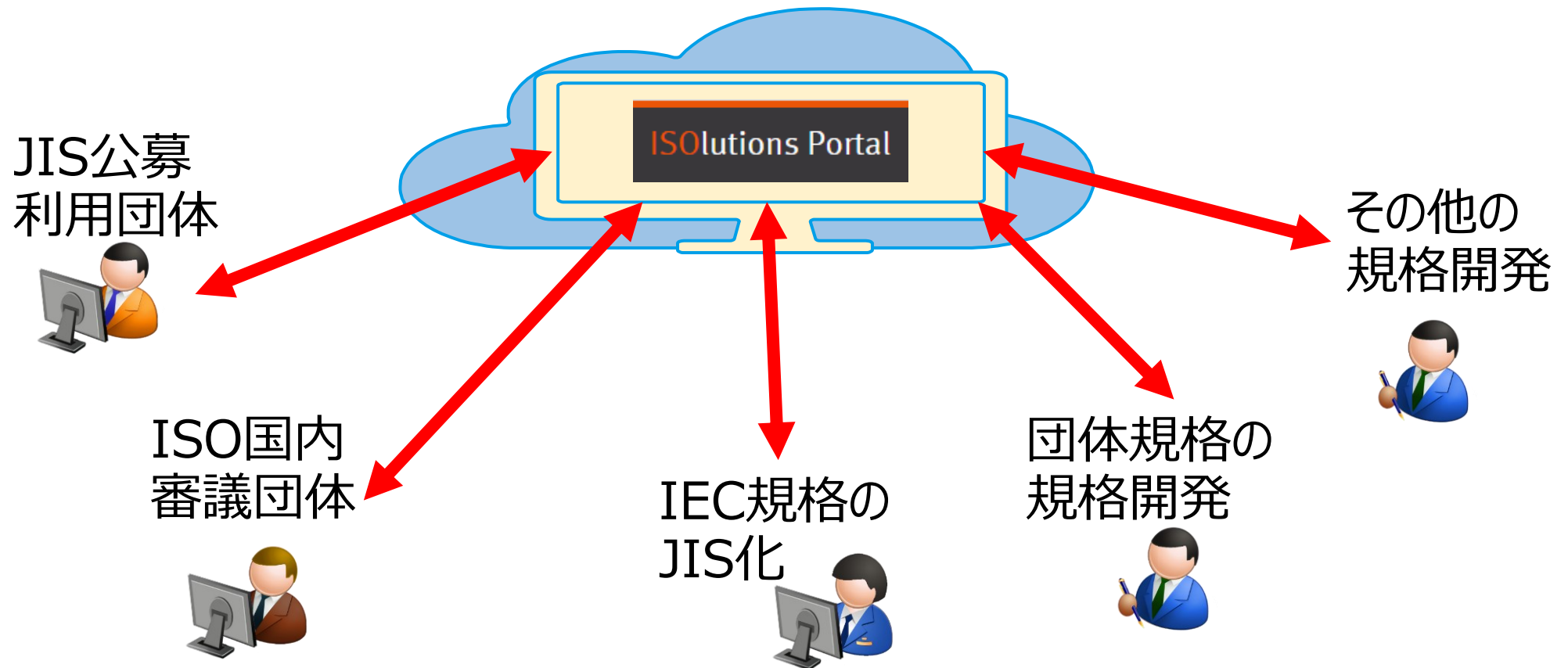
進捗管理ツール
National Projects



- 規格開発の業務効率向上に資するために2022年7月より利用開始
- 「無料」で規格作成団体様に提供

5 ISOolutions (アイソリューションズ)

➤ 利用対象 (JSA公募案件に限らず、あらゆる規格開発に利用可)



- 規格開発にかかわる用途であれば利用可能

5 ISOlutions (アイソリューションズ)

➤ 公募では、ISOlutionsの利用を原則お願い（推奨事項）

(必要に応じて) 説明会の実施

ISOlutionsの各機能について実際の画面に基づき操作説明を実施いたします。
事務局や委員など対象に応じて実施いたします。

(必要に応じて) トレーニングサイトの提供

ご希望に応じて操作練習用のテストサイトをJSAで作成いたします。

利用申請書のご提出

Excelファイルの様式に、利用する方の情報をご記入の上ISOlutionsヘルプデスク（isolutions_help@jsa.or.jp）まで申請書をご提出ください。

委員会サイトの作成 委員登録

申請に基づきJSAでISOlutions上の委員会の作成・利用者の登録を行います。

文書掲載

作成した委員会サイトには文書がありませんので、委員会に必要な文書をアップロードを事務局にてお願いいたします。

利用開始

準備が整いましたら、事務局より委員の皆様へ利用の周知をお願いいたします

6 成果物

以下の成果物及び必要書類は電子メール（sd@jsa.or.jp宛）にてご提出ください。

*** 全て電子ファイルの提出が可能です。**

- ① JIS原案（本体及び解説）（Word）
- ② JIS原案作成経過報告書（制定・改正）（Excel）
- ③ 作成経過報告書別紙 委員会構成表及び参加状況（Word）
- ④ JIS原案作成経過報告書（廃止）（Excel）
 - ※ 制定/改正に伴う廃止がある場合のみ必要。
- ⑤ 日本産業規格制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書（PDF）
 - ※ JIS原案に特許権等が含まれている場合のみ必要。
- ⑥ 日本産業規格の制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書（PDF）
- ⑦ 原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告）（Word）
- ⑧ JIS解説書における原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告）（Word）

※JIS原案作成委員会運営費請求書については、上記の成果物納品後に様式をお送りします。

※各種様式は弊協会Webサイトに掲載しております。提出時にご確認ください。

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02/

JSA公募制度に関するお問い合わせ・書類など送付先

一般財団法人 日本規格協会
標準化企画・管理ユニット 規格管理・情報化推進チーム

〒108-0073 東京都港区三田3-11-18 三田Avanti
E-mail: sd@jsa.or.jp

ご清聴ありがとうございました

資料③

JIS原案作成公募制度説明会

JIS原案作成の流れと留意事項



2024年7月

1 JSA公募制度による原案作成の流れ

応募書類の受付



JSA担当者による書類確認



ヒアリングの実施



契約



委員会でのJIS原案作成
～ 委員会参加、JSA様式調整 ～



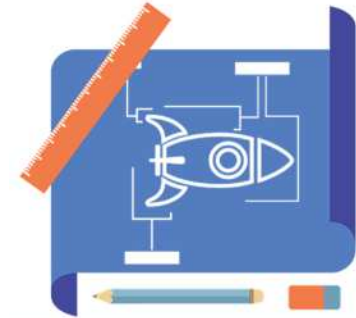
成果物（JIS原案他の書類）のJSAへの提出



校正、申出（主務大臣への提出）

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 事前調査表（1）～

事前調査表 = JISの設計図



- 作成経過報告書 ※ の作成時にも利用
- 必要性、期待効果、規定内容、改正点を明確に記載

※ 作成経過報告書：

原案作成完了後にJIS原案と共にご提出頂く書類で
成果物提出後の審議の基礎情報となるもの(6参照)

記載方法についてご不明な場合は、お気軽にお問合せください。

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 事前調査表 (2) ～

JIS原案作成に係る事前調査表 <抜粋>

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|-------------------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------|
| 提出者 (団体名) | | | | | | |
| 1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名 | 1.1 規格番号 | 制定の場合は、希望する番号があれば番号を記載 | | | | |
| | 1.2 産業標準原案の名称 (和文) | | | | | |
| | 1.3 産業標準原案の名称 (英文) | | | | | |
| | 1.4 主務大臣 | <input type="checkbox"/> 経済産業大臣専管 <input type="checkbox"/> 他省庁大臣との共管 : <input type="checkbox"/> 他省庁大臣の専管 : | | 大臣 大臣 | | |
| | 1.5 業所管課室及びJIS原案作成の確認状況 | | 課 | <input type="checkbox"/> 確認済み | <input type="checkbox"/> 確認中 | <input type="checkbox"/> |
| | 1.6 JIS専門委員会名 | | | | | |
| 2. 制定/改正の内容に関する事項 | 2.1 制定・改正の別 | <input type="checkbox"/> 制定 | | <input type="checkbox"/> 改正 | | |
| | 2.2 原案作成区分 | <input type="checkbox"/> 法第11条による | <input type="checkbox"/> 原案委託により実施 | <input type="checkbox"/> 調査研究委託により実施 | <input type="checkbox"/> 国際標準開発委託事業により実施 | |
| | | <input type="checkbox"/> 法第12条による | <input type="checkbox"/> JSA公券により実施 | | <input type="checkbox"/> 自主作成 | |
| | | <input type="checkbox"/> 法第14条による | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 法第15条による | | | | |
| 2.3 制定・改正する理由 (必要性) 及び期待効果 | 【制定・改正する理由 (必要性)】 | | | | | |
| | 【期待効果】 | | | | | |
| 2.4 規定する項目内容又は改正する箇所と要点 | | | | | | |
| | <small>※ 主要なものについて、箇条書きにて完結に記載のこと。 ・制定の場合は、規定する項目の内容 ・改正の場合は、改正が必要な項目 (何をどのように) 及びその理由</small> | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> JIS原案の素案作成には未着手の段階 | | | | | |

主な記入項目:

- 規格番号、名称、制定改正の別
- 主務大臣
- 業所管課室への確認状況
- 必要性・期待効果、規定項目
- 原案の検討状況 (進捗)
- 委員構成
- 対応国際規格の有無
- 国際流通への影響
- JISマーク表示制度との関係
- 生産・輸出状況
- 規制や公共調達への引用
- 特許権等の有無
- 公示希望時期 (ある場合)

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 原案作成スケジュール ～



スケジュール欄には必ずJSA様式調整時期を

2. 原案作成スケジュール

下記空欄へ○印を記入して、原案作成のスケジュールをお示し下さい。

| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 計 |
|----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本委員会 | | | | | | | | | | 0 |
| 分科会 | | | | | | | | | | 0 |
| 様式調整時期 ^{注)} | | | | | | | | | | 0 |

注) J I S 原案をより適切な様式とするために、原案作成期間中に J S A による様式調整を実施致します（作成中の原案を一旦ご提出頂き、様式調整を実施のうえ、必要に応じて J S A 指摘事項にご対応頂きます）。様式調整の実施可能時期に○印をご記入下さい。

注記 J I S 原案等の最終成果物(解説を含む)は、契約期間終了の1か月前に提出が必要です。

《様式調整時期の判断基準》

- 作成中の原案が、委員会及び／又は分科会での審議を少なくとも1回経て、構成上の規定項目を全て満たした状態になっている。
- J S A からの指摘に原案作成期間中に対応可能である（最終委員会前である等）。

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 構成員名簿 (1) ～

- 委員構成には、現状のすべての実質的な利害関係者を網羅



- 委員構成区分の原則：

「生産者」「使用者」「中立者」「(販売者)」

※各区分が委員構成の半数を超えることは不可

※商取引に直接関係せず、区分を特定しにくいJISは、中立者のみでも可(単位、用語、製図、基本的試験方法等)

《改正の場合の委員構成》

改正の場合、前回委員会と同じである必要はないものの、構成が異なる場合には、現状の利害関係者を網羅できている根拠を明確にするようにして下さい。

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 構成員名簿 (2) ～

- 中立者委員には以下も（必要に応じて関係者として）
 - 原案の原局原課（原案内容に直接関係する省庁部門）
 - J S A 担当者
 - （規制等への引用有or予定の場合）規制等や公共調達の管轄省庁
 - （JISマーク認証可能な構成の製品規格等の場合）登録認証機関
- 経産省ISO/IEC課のご担当官は通常、関係者に
- 同じ所属からの委員参加は原則不可

《分科会の設置について》

分科会の設置は任意です。ただし、ご応募時点で素案をご準備頂いていないような場合、本委員会だけでの原案作成・審議では時間を要する可能性が高く、分科会の設置を特にお勧め致します。

3 ヒアリングの実施

- 現状、書面(メール等)・Web会議ツールなどで実施
- 制定・改正の必要性及び期待効果、規定内容、改正点、委員構成などについて確認
- 準備状況（規格素案の作成状況）の確認
- 審議スケジュール、様式調整時期の共有
- 審議ルート（部会，専門委員会など）の確認
- 規格番号の仮確定（制定の場合）
- JISマーク認証の有無・希望の確認



ヒアリング前後に、必要に応じて内容修正をお願いしております。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JIS様式及び作成方法～

規格は様式及び作成方法に関する統一ルールの基で作成
JIS Z 8301

- 要求事項と参考情報を明確に区別
- ダブルスタンダード不可(必要に応じて規格引用)
- 矛盾、重複、過不足の排除
- 誤解の余地のない明解な規定文に
- 対応国際規格との整合, 差異の明確化(対比表等)

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA担当者の委員会参加 ～

- JIS様式等の観点で必要に応じて指摘・発言
- 技術的な審議を最優先しつつ、規格様式上誤った方向で議論が進みそうな場合、軌道修正
- 進捗、プロセスの確認及びフォロー



《原案の事前提供のお願い》

委員会で審議する規格原案は、審議当日の配布で（投影）ではなく事前にご提供願います（Wordファイルで）。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ 委員会の開催形式 ～

- **対面会議：**
会議室に一同に会しての審議
- **Web会議：**
オンライン会議ツールを利用しての審議
- **書面審議：**
メール等を利用した審議



《Web会議等の開催方法について》

- Web会議や書面審議の実施方法についてルールは設けておりません。各自セキュリティポリシーに従って実施願います。
- 実施方法がわからない場合などには、JSA担当までご相談ください。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 ～

- **実施形態** : 原案への書面での確認・指摘
- **時期/回数** : 原案作成期間中 1～2 回程度
- **実施期間** : 個別に調整 (概ね 1 ヶ月程度)
- **実施者** : JSA担当者 (必要に応じて複数名)

《様式調整の回答納期について》

JSAからの回答納期については個別に調整させていただきます。
(ある程度の期間を頂く場合があります。)

《作成経過報告書等》

作成経過報告書 (案) などについても、原案作成期間中に確認させて頂くと、その後の進捗が円滑となります。

5 委員会でのJIS原案作成 ～ CSB機関としてのパブコメ実施 ～

- ・ **実施時期：原案作成期間中（進捗に応じて実施）**
 - ・ **受付期間：30日間**
 - ・ **掲載媒体：JSAホームページ**
 - ・ **掲載情報：**
 - － **規格名称**
 - － **適用範囲**
 - － **主な規定内容／又は主な改正点**
- ※ **原案自体の掲載は行わないが、要望あれば開示**



- ・ 事前調査表及び様式調整用原案を基に公表致します。
- ・ 原則として、掲載情報からの変更がないことが前提です。

6 成果物のJSAへの提出 ～ 提出物一式 ～

- ・ **J I S原案，解説原稿**
- ・ **作成経過報告書（制定・改正・廃止）**
- ・ **その他書類（著作権，特許権 等）**

《早期提出の推奨》

原案審議が完了した原案は契約期間内のいつでも提出可能です（J S A担当者と合意の上で）。審議が早期に完了した場合には、ぜひ早めにご提出ください。規格の早期公示につながります。



6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(1) ～

作成経過報告書

≡ 事前調査表＋原案作成委員会の審議結果報告

(事前調査表の記載を基に、原案作成の審議中問題となった事項、
委員会開催状況等を追加)

記載内容は、成果物受領後の手続き・審議*の基礎資料に

*主務大臣への申出、JISC技術専門委員会、JISC部会等

正確かつ分かりやすい記載が必須

《JSA担当によるチェック実施のお願い》

なるべく原案作成期間中に、JSA担当宛に記載チェックの
ご依頼をお願いします。

6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(2) ～

「必要性」 「期待効果」

- ・ 国家標準でなければならない理由を明確に
- ・ 「制定/改正された国際規格への整合」だけを必要性とはせず
我が国へ導入する根拠を
- ・ 期待効果には具体的なメリットを（産業界、国際競争力、
商取引などへの影響等）
- ・ 簡潔明瞭で、誰が読んでも理解できる記載に



6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(3) ～

「必要性」の望ましい書き方・ストーリー

・ 制定の場合

現状、〇〇のような社会的背景、生じている不都合がある。
状況改善のために〇〇についてのJISを制定する必要がある。

・ 改正の場合

“この規格は〇〇について規定したものであるが”

( 現行適用範囲に基づき記載)

現在〇〇（社会環境、技術変遷の変化等）の状況にあるため、
〇〇のような技術的変更を行う必要がある。

7 校正及び申出

• 校正

- JSA校正部門にて本体と解説の校正実施
 ➡ 不明点・修正指摘への対応依頼
- 校正期間：通常2か月程度



• 申出

JSA申出担当より、原案等一式を主務大臣へ提出（電子申請）

《校正指摘への迅速な対応のお願い》
円滑な申出に繋げるために、校正での指摘へは迅速に回答願います。

《申出前の担当官チェック》
申出前には担当官による事前確認を頂きます。原案や作成経過報告書への指摘があった際には、別途対応をお願いする場合があります。

8 『JIS原案作成のための手引』 について

- ・ 『JIS原案作成のための手引』 とは

- JIS 原案作成において特に注意すべき項目の説明文書
- 規格の作成方法の理解促進を目的にWeb公開中
- 最新の改訂版を第23版として発行

- ・ 主な記載内容

- Z8301の補足説明（単位、用語等、各箇条の書き方）
- 国際規格対応の場合の留意点
- 図面作成の際の注意点
- 製品規格、試験法規格のまとめ方
- 解説の書き方 等

8 『JIS原案作成のための手引』 について

改訂23版での変更点

- より理解しやすくするための、全体的な編集上の修正
- 対比表記載に関する説明及び事例の追加
- 様式調整の指摘事例集への、様式調整に関するFAQの追加
等

事例も多数掲載しているので、原案作成に際してぜひご活用ください。

9 解説の記載に関して

解説とは

本体及び附属書（規定）に規定した事柄，附属書（参考）に記載した事柄並びにこれらに関連した事柄について補足説明するもの

主な記載項目

制定の場合

- 1 制定の趣旨
- 2 制定の経緯
- 3 審議中に特に問題となった事項
- 4 特許権などに関する事項
- 5 適用範囲について
- 6 規定項目の内容
- 7 法規との関係
- 8 海外規格との関係
- 9 懸案事項
- 10 その他の解説事項
- 11 原案作成委員会の構成表

改正の場合

- 1 今回の改正までの経緯
- 2 今回の改正の趣旨
- 3 審議中に特に問題となった事項
- 4 特許権などに関する事項
- 5 適用範囲について
- 6 主な改正点
- 7 法規との関係
- 8 海外規格との関係
- 9 懸案事項
- 10 その他の解説事項
- 11 原案作成委員会の構成表

上記項目全てを網羅する必要はありませんが（一部必須のものもあり[上記1,2,11等]）、記載を充実化させることで、規格への理解促進が期待できます。

9 解説の記載に関して

解説記載を充実化させる利点

- **ユーザーの規格理解が深まる**
 - ➔ **適切な規格利用が期待できる**
- **規定内容への問合せの減少**
- **次回改正に向けての備忘録としての役割も**

- 規格理解を助ける内容、規定の根拠が判断できるような情報、その他ユーザーに有益な情報は積極的に記載してください。
- 用字・用語等はできるだけZ8301に準じるとされるものの、規格本体とは異なり、ある程度の自由度をもって記載可能です。
- 早めの着手を推奨します（原案作成開始と共に開始するなど）。

9 解説の記載に関して

① 規定の根拠を示す

例) 数値の根拠、検証試験の結果 等

② 「審議中に特に問題となった事項」には、問題と結論（及び結論の根拠）を明確に。

例) 「〇〇について議論となり、その結果、××であることから△△とすることにした」

③ 「主な改正点」には改正点列挙だけではなく、変更の理由も

例) 許容値の変更理由、材料の追加理由 等

④ 旧規格の解説で有用なものは改正版にも記載を（「その他の解説事項」の箇条利用）

より分かりやすい解説とするべく、図や表も積極的にご利用ください。

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本規格協会
標準化企画・管理ユニット
規格管理・情報化推進チーム

sd@jsa.or.jp

資料④

JIS原案作成公募制度説明会

「規格開発エキスパート」について



規格開発エキスパートとは

・ 沿革

「規格や標準づくりの専門家として標準化活動を担う人材に与えられる資格」制度として、2017年7月より「規格開発エキスパート」資格登録を開始。

・ 求められる力量

○規格開発エキスパート補 (RCES SER01 3.1)

国際規格、国家規格、団体規格、社内規格等の規格の開発に関する専門的な知識を有し、それらに参画するための基礎的な力量を有する者。

○規格開発エキスパート (RCES SER01 3.2)

国際規格、国家規格、団体規格、社内規格等の規格の開発に関する専門的な知識と経験を有し、それらに参画するに十分な力量を有する者。

・ 資格基準

○RCES SER01 規格開発エキスパートの資格基準及び手続き

標準化人材登録センターのサイトで公開しています (<https://www.jrca-jsa.or.jp/>)。

規格開発エキスパートの資格基準の改定について

・資格基準改定のポイント

1. 資格格上時に求められる活動実績について、申請時期よりも一定期間以上古い実績に制限を設ける
2. 資格更新時、資格格上時に求められる活動実績の期間について、公的規格の種類による区分をなくす
3. 資格更新時、資格格上時に求められる活動実績について、役職での表示から活動形態での表示へ変更する
4. 資格更新時に求める活動実績を1年→8か月に変更

・資格基準改定時期

- ・ 2024年8月1日付けで「RCES-SER01 規格開発エキスパートの資格基準及び手続き」及び関連基準を「第5版」として改定（基準文書名も「規格開発エキスパート資格の基準及び手続き」と変更）
- ・ 但し、2026年7月31日までは、「第4版」も平行して運用

規格開発エキスパートの資格基準の改定について

・ 格上げの要件（2024年8月1日付で改定を予定）

○規格開発エキスパート補（RCES SER01 4.1）

申請日から起算して5年以内に、当センターが承認する規格開発エキスパート専門講座を修了する。

○規格開発エキスパート（RCES SER01 5.1）

申請日から起算して6年以内の、以下のいずれかに該当する2年^注以上の実績を示し「格上げ」をする。

- a) 国際規格開発活動、国家規格開発活動への従事（規格原案の作成・調整プロセスへの従事、規格開発プロジェクトや作業プログラムの管理・運営）
- b) 団体規格又は社内規格の開発（規格原案の作成・調整プロセスへの従事）
- c) その他、a又はbと同等と認められる活動実績

注) 複数の活動を同一の期間内に実施していた場合、それらの活動期間を足し合せることはできない

規格開発エキスパートの資格基準の改定について

・更新の要件（2024年8月1日付で改定を予定）

資格登録日又は前回資格更新申請受付日を起点として、今回資格更新申請日までの期間の間に実施した以下のいずれかを示す書類を当センターへ提出すること。

- a) 5.1 項に規定する規格の開発・作成のいずれかに該当する、**8か月^{注)}**以上の活動実績
- b) 規格・標準化に関する研修会等への参加を通じて習得した内容のレポート、又は規格・標準化に関する書籍等での自己学習を通じて習得した内容のレポート（800字程度、パソコン等で作成したもの）

注) 複数の活動を同一の期間内に実施していた場合、それらの活動期間を足し合せることはできない

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本要員認証協会
標準化人材登録センター

rces@jrca-jsa.or.jp